

安城市一般廃棄物処理基本計画

2008～2017

(平成 20～29 年度)

2008 年 3 月

安城市

目 次

第1編 計画の基本的事項	1
第1章 基本計画の策定について	1
1 計画改定の背景と位置付け	1
2 計画の目標年度	2
第2章 上位計画等	3
1 安城市総合計画	3
2 安城市環境基本計画	4
3 ごみ処理の広域化計画	5
4 廃棄物・リサイクル関連の動向	6
第2編 一般廃棄物処理基本計画	9
第1章 基本方針	9
1 基本理念	9
2 基本方針	10
第2章 ごみ処理の現況と課題	11
1 ごみ処理の経緯	11
2 ごみ処理・処分の流れ	13
3 ごみ発生量の実績及び組成	14
4 中間処理等の実績	19
5 最終処分量の実績	23
6 処理の状況	24
7 ごみ処理経費の実績	27
8 旧計画の検証と課題の整理	28
第3章 ごみ減量の数値目標	35
1 将来予測	35
2 ごみ減量の数値目標	37
第4章 減量化・資源化計画（4R の推進）	40
1 リフューズ、リデュース、リユース	40
2 ごみ減量意識の高揚	41
3 リサイクル	43
4 中間処理による再生利用の促進	44
第5章 適正処理計画	45
1 収集運搬	45
2 中間処理	46
3 最終処分	46
4 その他の処理計画	47

第6章 計画の着実な推進	48
1 計画の検証	48
● 用語の説明 ●	49

●用語の定義

用 語	定 義
人口	各年10月1日現在の人口で、記述のない限り、住民基本台帳+外国人登録による人口を示します。
年	記述のない限り、ごみ発生量等統計上の数値は、年度で集計しています。
廃棄物	占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却することができないために不要となったもので、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。
ごみ	一般廃棄物のことを示します。ただし、参考にした資料で「一般廃棄物」と表記している場合には、引用内容は資料の表記に従います。
家庭系ごみ	一般家庭の日常生活から発生するごみ。
事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみ。
ごみ発生量	家庭・事業所から排出される不要物のうち、市が関与して収集または処理するごみ量。 (収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団資源回収量)
ごみ排出量	ごみ発生量から、集団資源回収を除いた量。 (収集ごみ量+直接搬入ごみ量)
資源ごみ	資源として利用するために分別収集されるごみ。せん定枝、缶、ビン、ペットボトル、新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、布類、プラスチック製容器包装のほか、有害ごみの乾電池、蛍光管のことで、集団資源回収分を除いたもの。
資源物	資源として収集された資源ごみ。
資源化量	資源ごみや不燃物等から、中間処理を経て最終的に資源として選別された量。
直接資源化	資源物のうち、市施設での処理を行わず、資源として業者等に引き渡すこと。
最終処分量	ごみが、中間処理を経て最終的に埋立て処分された量。
リサイクル率	ごみ発生量に占める資源化量と集団資源回収量の割合。 (資源化量+集団資源回収量) ÷ (ごみ発生量) × 100
最終処分率	ごみ排出量に占める最終処分量の割合。

第1編 計画の基本的事項

第1章 基本計画の策定について

1 計画改定の背景と位置付け

(1) 計画改定の背景

安城市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）（昭和45年法律第137号）」第6条第1項の規定に基づき、安城市（以下「本市」という。）の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立ち基本となる事項について定めるものです。

国は、循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法の整備を進めています。

循環型社会形成推進基本法では、製品等が廃棄物等となることの抑制（発生の抑制）を図り、法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物」とし、その循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の促進を図りながら、どうしても循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分方法を確保することによって、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。このように環境対策の重要な要素としてごみ処理のとりえ方が今までのような「捨てる、燃やす、埋める」という概念から、10年足らずの短い間に「循環」へと大きく変革しています。

本市では、1995年3月に1995年度から2009年度の15年間を計画期間とする基本計画（以下「旧計画」という。）を策定し、現在13年が経過しています。プラスチック製容器包装（以下「プラ製容器包装」という。）の分別収集の開始やリサイクルステーションの開設等新たな減量化・資源化施策を推進したため、2006年度の1人1日当たりのごみ排出量（外国人を含まない。）は1,058gとなり、2001年度に対して56gの減少となっています。

一方で、本市が現在焼却灰や不燃物の埋立処分場としている衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の受け入れ容量の限界が迫っていることから、2004年度より榎前一般廃棄物最終処分場の再生事業に着手し、資源化できるプラスチックや金属を掘り起こし再度埋立利用ができるよう事業を進めています。さらに、焼却灰を溶融スラグに転換し資源化することによる最終処分量の削減も行っています。

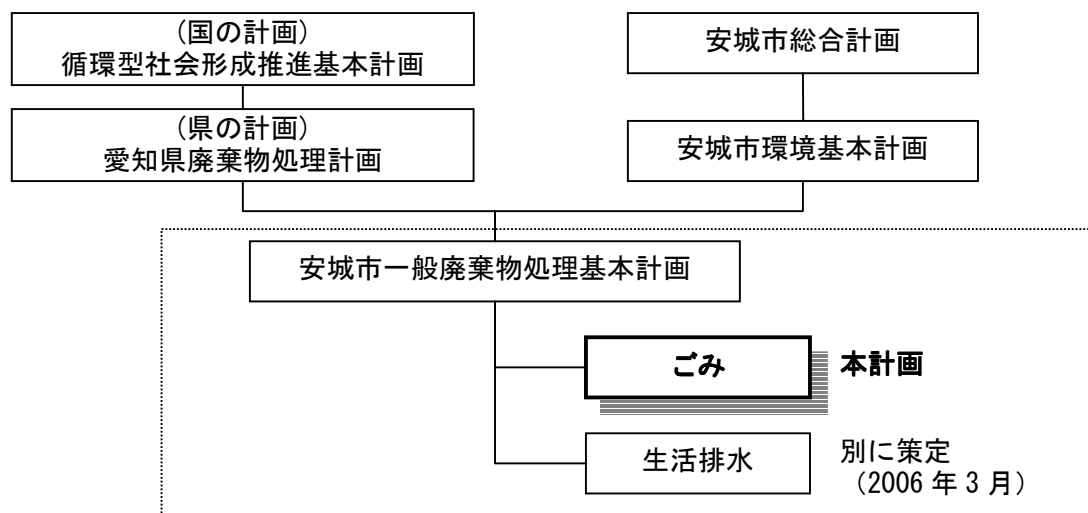
2007年2月から3月にかけて環境クリーンセンターの焼却炉で不具合が生じたため、2炉あるうちのひとつを緊急停止して修繕を行いました。これは、プラスチック等高カロリーなごみの増加や、人口増加による処理量の増大が原因として考えられます。

このような危機的な状況に対応するため、より一層のごみの減量化、資源化と効率的な処理を進めることが必要となりました。

計画改定は、「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・市が一体となったごみの更なる減量・資源化、適正処理・処分を推進することを目的に行うものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、安城市総合計画、その他の関連計画と整合を図っています。一般廃棄物処理基本計画には、ごみに関するものと生活排水に関するものがあり、本計画ではごみに関する計画を定めています。



2 計画の目標年度

本計画は、2008年度を初年度とし、2017年度を目標年度とします。

なお、上位計画、関連計画等との整合を図りながら概ね5年ごと、または諸条件に大きな変動があった場合は、その都度見直しを行うものとします。

第2章 上位計画等

1 安城市総合計画

表 1.2.1 安城市総合計画の概要

計画名称	第 7 次安城市総合計画			
計画期間	2005 年度～2014 年度			
目指す都市像	市民とともに育む環境首都・安城			
基本目標	1 生活環境	安全で循環型社会を築く環境づくり		
	2 保健福祉	健康で安心して暮らせる環境づくり		
	3 都市基盤	自然と共生した環境づくり		
	4 教育文化	個性と文化を育む環境づくり		
	5 産業振興	活力にみちた環境づくり		
	6 計画推進	市民が主役となる環境づくり		
ごみ処理に関する 施策・目標	○施策：ごみ			
	基本成果指標	単位	2003 年	2014 年
	1 人 1 日 当 た り ご み 排 出 量	g/日	1,108	1,053
	燃やせるごみの中の資源物重量割合	%	16.3	8
	(1)減量化			
	基本成果指標	単位	2003 年	2014 年
	市内のごみ減量推進店	店	100	120
	(2)資源化			
	基本成果指標	単位	2003 年	2014 年
	リサイクルステーションの回収量	t	869	2,500
	(3)最終処分量の減量化			
	基本成果指標	単位	2003 年	2014 年
	焼却灰の埋立率	%	100	0
	ごみの最終処分(埋立て)量	t	9,751	3,000
	(4)適正処理			
	基本成果指標	単位	2003 年	2014 年
	ごみ焼却施設の建設	-	調査	環境影響評価

2 安城市環境基本計画

表 1.2.2 安城市環境基本計画の概要

計画名称	安城市環境基本計画（改定）			
計画期間	2006 年～2010 年			
スローガン	地球にやさしい環境先進都市をめざして			
望ましい環境像	1 共生	かがやく水の恵みをうけて、花と緑のあふれるまち		
	2 循環	健康で快適なくらしを未来に引き継ぐまち		
	3 地球環境	自ら進んで地球環境を守るまち		
	4 協働	みんなが参加し、考え、行動するまち		
ごみ処理に関する 施策・目標	○環境目標：環境配慮型ライフスタイルの推進			
	(1) リフューズ・リデュースの促進			
	成果指標	単位	2004 年	2010 年
	1 人 1 日 当 た り 家 庭 系 ごみ排出量	g/日	739	640
	(2) リユース・リサイクルの推進			
	成果指標	単位	2004 年	2010 年
	燃やせるごみの中の 資源物重量割合	%	13	8
	資源回収とリサイクルステーションの回収量	t /年	7, 557	8, 500
	市内のごみ減量推進店	店	100	120
	(3) ごみの適正な処理の徹底			
成果指標	単位	2004 年	2010 年	
家電 4 品目の不法投棄台数	台/年	552	532	

3 ごみ処理の広域化計画

本市は碧南市、刈谷市、知立市及び高浜市と衣浦東部ブロックを形成しています。衣浦東部ブロック5市のごみ処理の広域化体制を構築するための方針は、2002年3月に策定した「衣浦東部ごみ処理広域化計画」において定められています。

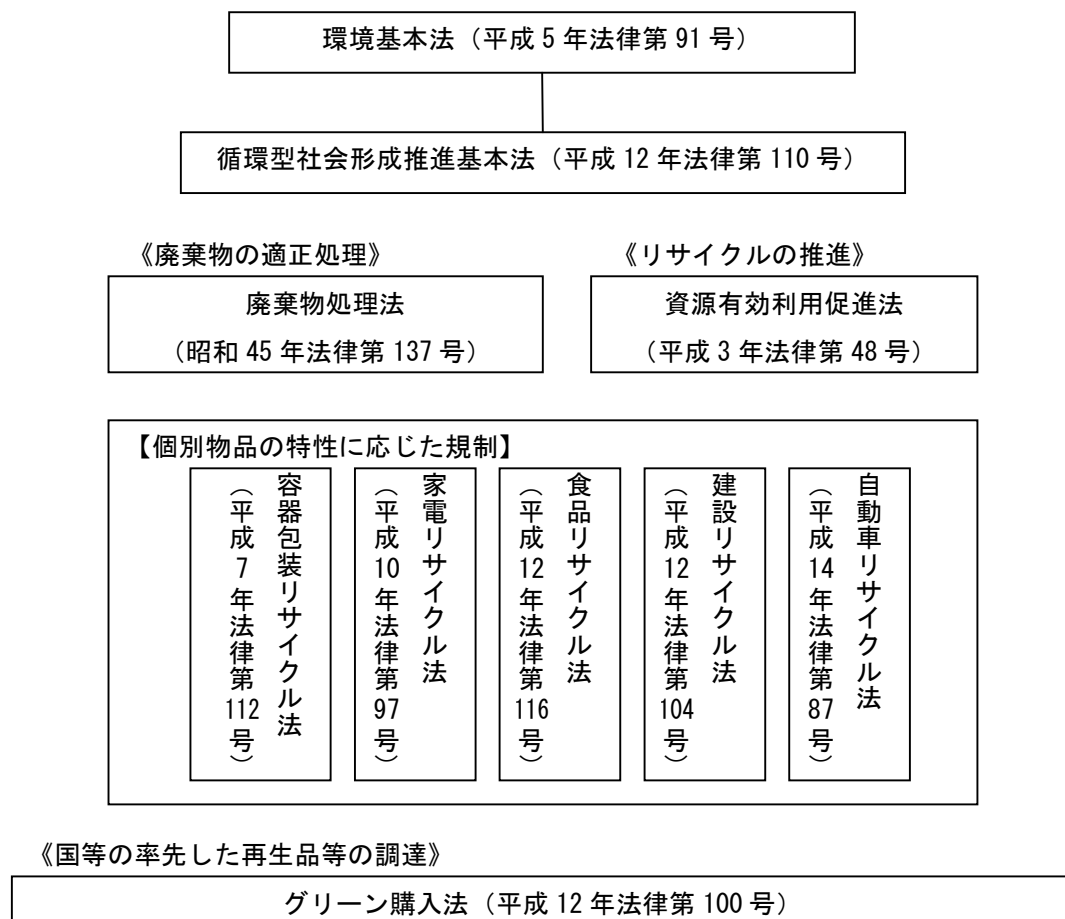
表 1.2.3 衣浦東部ごみ処理広域化計画の概要

計画期間	2002 年度～2021 年度																															
広域化の基本方針	ごみの排出抑制・減量化の徹底、リサイクルの推進 廃棄物処理施設の広域整備 効率的な収集・処理の確立 環境保全型施設の整備 自区内処理の確保 過渡期の対応																															
ごみ排出抑制・リサイクルの方針	4R を基調とした施策の実施 社会全体での取り組み 情報の提供や環境教育の充実																															
減量目標	排出抑制・リサイクルによる減量目標 <table><tr><td>指 標</td><td>単位</td><td>2000 年度</td><td>2021 年度</td></tr><tr><td>収集ごみ（家庭系ごみ）の原単位</td><td>g/人/日</td><td>628.0</td><td>596.6 (5.0%減)</td></tr><tr><td>直接搬入ごみ（事業系ごみ）量</td><td>t/年</td><td>25,553</td><td>33,219 以下 (増加を 30%以下に抑制)</td></tr></table> 再生利用率の目標 <table><tr><td>指 標</td><td>単位</td><td>2000 年度</td><td>2021 年度</td></tr><tr><td>再生利用率</td><td>%</td><td>12.3</td><td>24</td></tr></table> 最終処分量の目標 <table><tr><td>指 標</td><td>単位</td><td>2000 年度</td><td>2021 年度</td></tr><tr><td>焼却残さ量</td><td>t</td><td>8,652</td><td>4,326 (50%削減)</td></tr></table> ※2000 年度は、本市の値を示す。2021 年度は、%表示の目標を本市の値に換算した。				指 標	単位	2000 年度	2021 年度	収集ごみ（家庭系ごみ）の原単位	g/人/日	628.0	596.6 (5.0%減)	直接搬入ごみ（事業系ごみ）量	t/年	25,553	33,219 以下 (増加を 30%以下に抑制)	指 標	単位	2000 年度	2021 年度	再生利用率	%	12.3	24	指 標	単位	2000 年度	2021 年度	焼却残さ量	t	8,652	4,326 (50%削減)
指 標	単位	2000 年度	2021 年度																													
収集ごみ（家庭系ごみ）の原単位	g/人/日	628.0	596.6 (5.0%減)																													
直接搬入ごみ（事業系ごみ）量	t/年	25,553	33,219 以下 (増加を 30%以下に抑制)																													
指 標	単位	2000 年度	2021 年度																													
再生利用率	%	12.3	24																													
指 標	単位	2000 年度	2021 年度																													
焼却残さ量	t	8,652	4,326 (50%削減)																													

4 廃棄物・リサイクル関連の動向

(1) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

2000 年に循環型社会形成推進基本法が制定され、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進、各物品の特性に応じた規制、再生品利用の促進等、資源循環に関する個別の法律が整備されています。



資料：平成 19 年度環境・循環型社会白書

図 1.2.1 リサイクル関係法令の体系

(2) 国の廃棄物処理の目標

ア 廃棄物処理施設整備計画

1999 年 9 月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえて、2005 年 5 月に「環境大臣が定める基本方針」（環境省告示第 43 号）が閣議決定されました。この中では、2010 年度を目標年度として、1997 年度に対してごみの排出量を 5%削減し、再生利用量を約 11%から約 24%に増加させ、最終処分量を概ね半分に削減することが定められています。

表 1.2.4 廃棄物の減量化の目標量

区 分	単位	1997 年度	2005 年度	2010 年度
排出量	百万t/年	53	51	49
再生利用量	百万t/年	5.9 (11%)	10 (20%)	12 (24%)
中間処理による 減量	百万t/年	35 (66%)	34 (67%)	31 (63%)
最終処分量	百万t/年	12 (23%)	7.7 (15%)	6.4 (13%)

イ 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本計画」が 2003 年 3 月に策定されています。

表 1.2.5 循環型社会形成推進基本計画の概要

計画期間		2003 年度～2010 年度			
数 値 目 標	ごみ処理に関する目標	一般廃棄物の減量化			
		指 標	単位	2000 年度	2010 年度
		1 人 1 日あたりに 家庭から排出する ごみの量	g/人・日	約 630	約 504
				(100%)	(約 80%)
		1 日あたりに事業 所から排出する ごみの量	kg/所・日	約 10	約 8
				(100%)	(約 80%)
		※資源回収されるものを除く			

(3) 愛知県の廃棄物処理の目標

愛知県は、「愛知県廃棄物処理計画」を 2007 年 3 月に策定し、次のような目標が定められています。

表 1.2.6 愛知県廃棄物処理計画の概要

計画期間	2007 年度～2011 年度			
廃棄物処理の 目標	指 標	単位	2004 年度	2011 年度
	処理しなければならないごみ 1 人 1 日当 たりの量※	g/人・日	913	720
			(100%)	(約 79%)
	排出量に対する再生 利用量の割合	%	21	29
	最終処分量	千 t	371	293
			(100%)	(約 79%)
※資源ごみと集団資源回収されたものを除く				

第2編 一般廃棄物処理基本計画

第1章 基本方針

1 基本理念

本市の環境基本計画のスローガンである「地球にやさしい環境先進都市」を実現し、かけがえのない豊かな環境を子孫に引き継ぐためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、循環型社会への転換を図ることが必要です。

循環型社会の構築では、大量廃棄が大量リサイクルに変わるだけにならないよう、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rを、この優先順位で推進することが必要です。

そのためには、市民、事業者の1人1人が自らのライフスタイルを見直し、ごみを減らし、ごみを出さないようにすることが必要です。一方、市はその推進のための施策を実施することが重要です。

4Rを推進しても、再使用、再生利用できないごみは排出されます。これらのごみのなかにはエネルギー回収できるごみも多く含まれているため、できる限りエネルギー回収を進め、それでもなお発生する残さは、エネルギー回収が不可能なごみとともに安全かつ適正に処分する必要があります。また、適正処分に当たっては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減を図るとともに、ごみ処理経費の削減に努めることも重要です。

市民・事業者・市が一体となり、4R推進によるごみ減量を進めながら、排出されたごみを効率的に適正な処理を行うことは、安城市総合計画がめざす都市像、「市民とともに育む環境首都・安城」を具現化することになります。

以上のことから、本計画の基本理念として『4R推進によるごみ減量で環境首都・安城の実現』を掲げます。

● 基本理念 ●

『4R 推進によるごみ減量で環境首都・安城の実現』

2 基本方針

基本方針 1 ごみを作り出さない工夫や啓発を積極的に行います。

(リフューズ、リデュース、リユース)

ごみの減量における優先順位が高い、リフューズ、リデュース、リユースに重きを置いた施策を展開します。特に市民や事業者の自主的な取り組みを促すため、情報提供、情報共有を積極的に行います。

基本方針 2 資源を徹底的に有効利用し、限りある天然資源の消費を抑制します。

(リサイクル)

排出されたごみを資源ととらえ、可能なものはできる限りリサイクルする仕組みの構築を図ることによって限りある天然資源の消費を抑制します。また、リサイクルに必要となるコストに配慮することにより、より多くの市民や事業者が利用しやすいごみの循環的利用を図ります。

基本方針 3 安全で安心できるごみ処理システムを構築します。

(適正処理)

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の各処理過程において、安全かつ適正に処理ができるよう仕組みの拡充を図ります。また、環境負荷の低減を図るとともに、ごみ処理コストの削減に努めます。

第2章 ごみ処理の現況と課題

1 ごみ処理の経緯

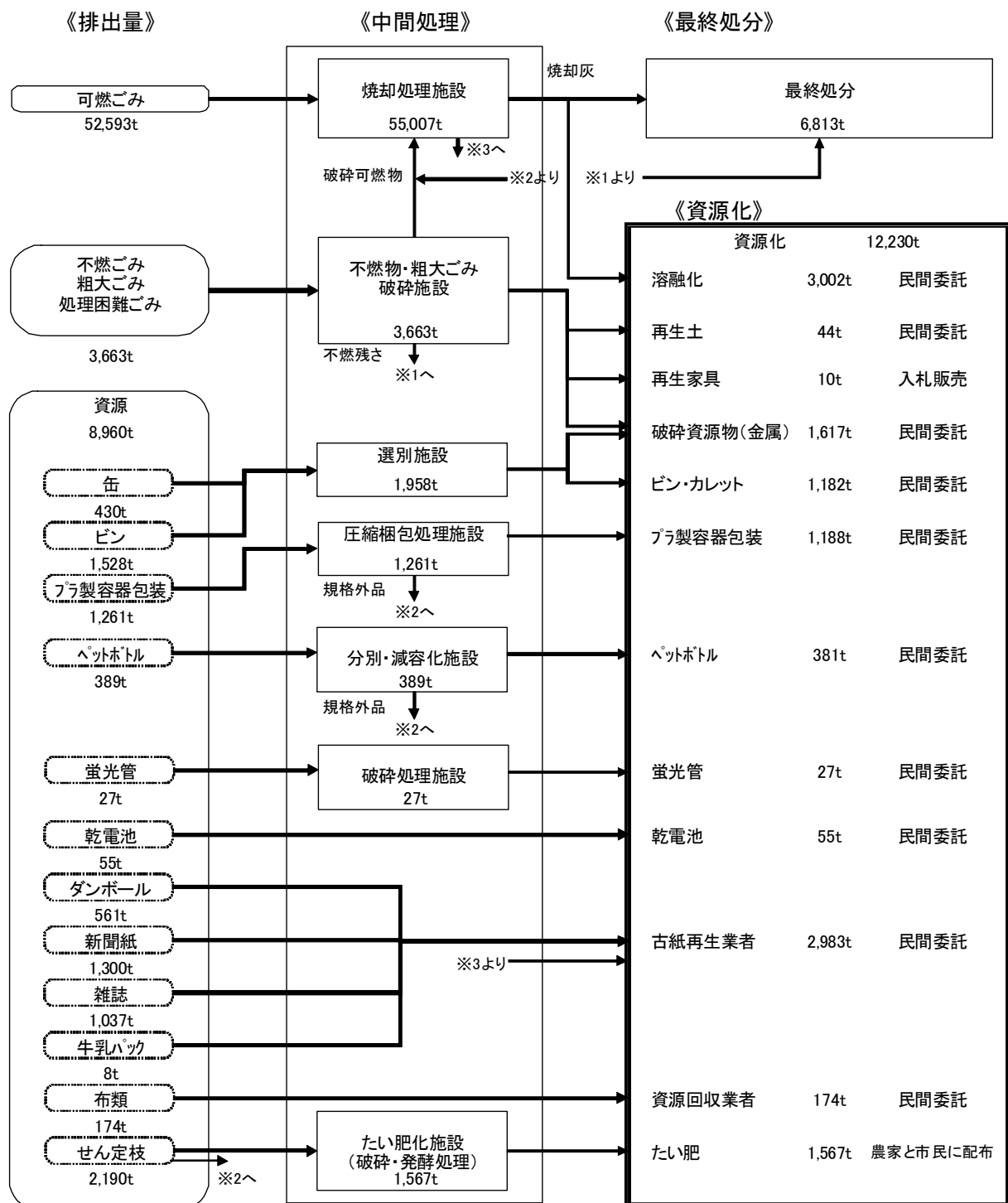
現焼却処理施設の建設が始まった 1994 年以降の経緯を見て、課題を整理します。

年	体制・施設整備	減量化・発生抑制等
1994	焼却処理施設の老朽化に伴い、新焼却処理施設の建設を開始	- 安城市資源ごみ回収事業推進報償金を 1kg 当たり 5 円に増額 - ガラス・カレット処分の引取りが有償となる（4 円/kg） - 粗大ごみの戸別収集を 1 個 800 円にて開始（9 月） - 安城市ごみ減量化検討委員会から「ごみ減量化、再資源化について」の提言を受ける
1995		- EMボカシの無料配布事業を開始（5 月） - 生ごみ処理機購入補助事業を開始（5 月）
1996	リサイクルプラザの建設を開始	- 可燃ごみの収集業務が全面委託となる - 安城市廃棄物対策推進委員会設置
1997	環境クリーンセンターが完成（3 月）	- 消費税税率の引き上げ及び地方消費税の創設に伴う一般廃棄物処理手数料の一部を変更（7 月） - ペットボトルを市内 14 店舗で回収開始（7 月）
1998	リサイクルプラザが完成（7 月）	- ペットボトルを幼稚園、保育園、小・中学校で回収開始（7 月） - 粗大ごみの委託収集業務を不燃ごみに変更 - 可燃ごみの指定袋制を導入（10 月）
2000	不燃物減容化施設を改築し、資源化センターが完成（3 月）	一部地域にて、スプレー缶・使い捨てライターの分別回収と不燃ごみの推奨袋導入の試行を開始（3 月）
2001	せん定枝リサイクルプラントが完成（3 月）	- 家電リサイクル法完全施行により家電 4 品目の家電小売店回収が開始（4 月） - 家庭系廃棄物処理手数料を 10 kg 当たり 50 円に、事業系廃棄物処理手数料を 100 kg 当たり 840 円に変更（4 月） - 家電リサイクル協力店認定要綱の制定（5 月） - スプレー缶、使い捨てライターの分別回収と不燃ごみ袋の透明化を本格実施（6 月）
2002	- 安城北部リサイクルステーションを東栄町に開設（6 月） - 安城南部リサイクルステーションを赤松町に開設（11 月）	- 安城市資源ごみ回収事業推進報償金を 1kg 当たり 7 円に増額（4 月） - 事業系古紙の搬入規制を開始（10 月） - プラ製容器包装の分別収集試験を開始（11 月）、年度内に 35 の町内会で試験実施
2003	- 桜井リサイクルステーションを桜井町に開設（6 月） - 作野リサイクルステーションを篠目町に開設（12 月）	- プラ製容器包装の分別収集を市内全域で開始（4 月） - 家庭系パーソナルコンピューターのメーカー回収が開始（10 月）

年	体制・施設整備	減量化・発生抑制等
2004	• せん定枝リサイクルプラントが農務課から移管される（4月） • 榎前一般廃棄物最終処分場再生事業を開始（9月）	• 安城市資源ごみ回収事業推進報償金を 1kg 当たり 6 円に減額（4月） • 安城市有価物回収地区報償金の算定基準を町内会の世帯数及び実施月数 6 月以上を基準に変更（4月） • 安城市ペットボトル及び乾電池回収事業推進報償金をペットボトル 1 袋（約 12kg）当たり 240 円に増額、乾電池 1kg 当たり 30 円に減額（4月） • 燃やせるごみ指定袋小サイズに持ち手加工実施（5月） • 紙類のステーション回収を廃止（6月） • 焼却灰 1,500 t を溶融化し、スラグをリサイクル活用するため、中部リサイクル㈱に委託（9月）
2005	• 三河安城リサイクルステーションを箕輪町（現三河安城南町）に開設（10月）	
2006		• 不法投棄防止用監視カメラを導入（6月） • リサイクルプラザでの家具等再生販売事業を年 2 回から毎月に変更（7月）
2007	• 御幸本町リサイクルステーションを御幸本町に開設（4月）	• 乾燥生ごみと野菜の交換事業を開始（4月） • せん定枝たい肥を利用した生ごみたい肥化実験を開始（11月）

2 ごみ処理・処分の流れ

2006 年度のごみ処理の流れは、以下のとおりとなっています。



注1) ※1: 不燃残さ
 ※2: 規格外または処理能力超え
 ※3: 焼却施設より紙資源
 2) 市収集・運搬分を対象としており、集団資源回収分は含まない。

3 ごみ発生量の実績及び組成

(1) ごみ発生量

ごみ発生量は、2001 年度以降概ね横ばいで推移しており、2006 年度は 70,615t となっています。

1 人 1 日当たりの排出量（外国人を含まない。）は減少傾向にあり、2006 年度は 1,058g となっており、2001 年度に対して 56g の減少となっています。

なお、2005 年度の 1 人 1 日当たりの排出量(外国人を含まない。)の全国平均値は 1,131g、愛知県平均値は 1,021g で、本市は 1,071g となっています。

表 2.2.1 ごみ発生量の実績

		単位	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
人口	外国人を含まない	人	159,549	161,266	162,845	164,352	166,445	168,952
	外国人を含む	人	163,122	164,899	166,770	168,888	171,811	174,778
ごみ発生量	可燃ごみ	t/年	57,071	56,128	55,859	53,998	52,954	52,593
	不燃・粗大ごみ	t/年	3,302	3,237	3,704	3,823	3,743	3,663
	資源ごみ	t/年	4,485	4,796	6,312	7,520	8,384	8,960
	集団資源回収	t/年	5,305	5,094	5,282	5,753	5,548	5,399
	合計	t/年	70,163	69,255	71,157	71,094	70,629	70,615
1 人 1 日当たり のごみ発生量	外国人を含まない	g/人・日	1,205	1,177	1,197	1,185	1,163	1,145
	外国人を含む	g/人・日	1,178	1,151	1,169	1,153	1,126	1,107
処理しなければならないごみ※		t/年	60,373	59,365	58,032	57,821	56,697	56,256
1 人 1 日当たり の要処理量	外国人を含まない	g/人・日	1,037	1,009	976	964	933	912
	外国人を含む	g/人・日	1,014	986	953	938	904	882
ごみ排出量		t/年	64,858	64,161	65,875	65,341	65,081	65,216
1 人 1 日当たり のごみ排出量	外国人を含まない	g/人・日	1,114	1,090	1,108	1,089	1,071	1,058
	外国人を含む	g/人・日	1,089	1,066	1,082	1,059	1,038	1,022

注) ※：処理しなければならないごみ＝ごみ発生量－資源ごみ量－集団資源回収量

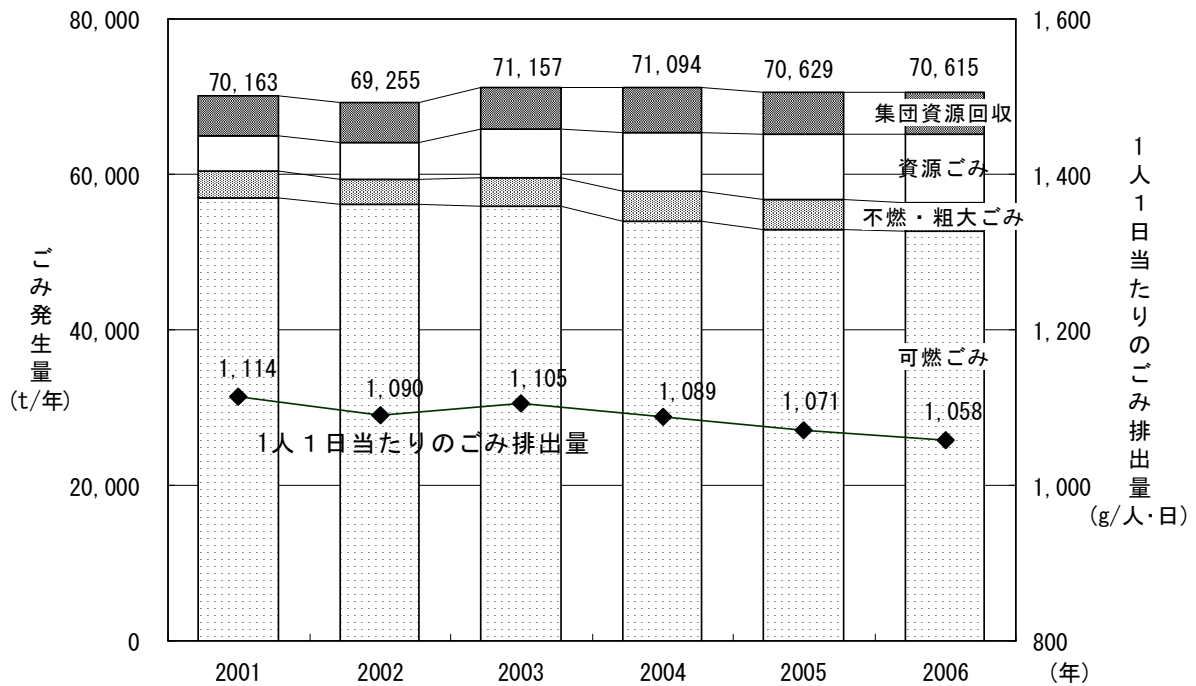


図 2.2.1 ごみ発生量の実績

(2) 資源物の収集量

資源物は、資源ごみステーション、リサイクルステーション、せん定枝リサイクルプラント及び学校等で回収しています。

紙類の回収が増加しており、資源物量の合計と、ごみ排出量に占める割合も増加しています。

表 2.2.2 資源物量の実績

		単位	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
資源物量	紙類	t/年	-	231	943	3,270	2,423	2,906
	ビン	t/年	2,885	2,695	1,576	1,138	1,526	1,528
	プラ製容器包装	t/年	-	268	1,102	824	1,260	1,261
	缶	t/年	1,126	1,008	647	377	485	430
	ペットボトル	t/年	378	437	422	302	407	389
	布類	t/年	-	23	76	111	141	174
	その他	t/年	97	134	1,546	1,498	2,142	2,272
	合計	t/年	4,485	4,796	6,312	7,520	8,384	8,960
ごみ排出量		t/年	64,858	64,161	65,875	65,341	65,081	65,216
排出量に占める割合		%	6.9	7.5	9.6	11.5	12.9	13.7

注)「その他」は、せん定枝、蛍光管、乾電池を示す。

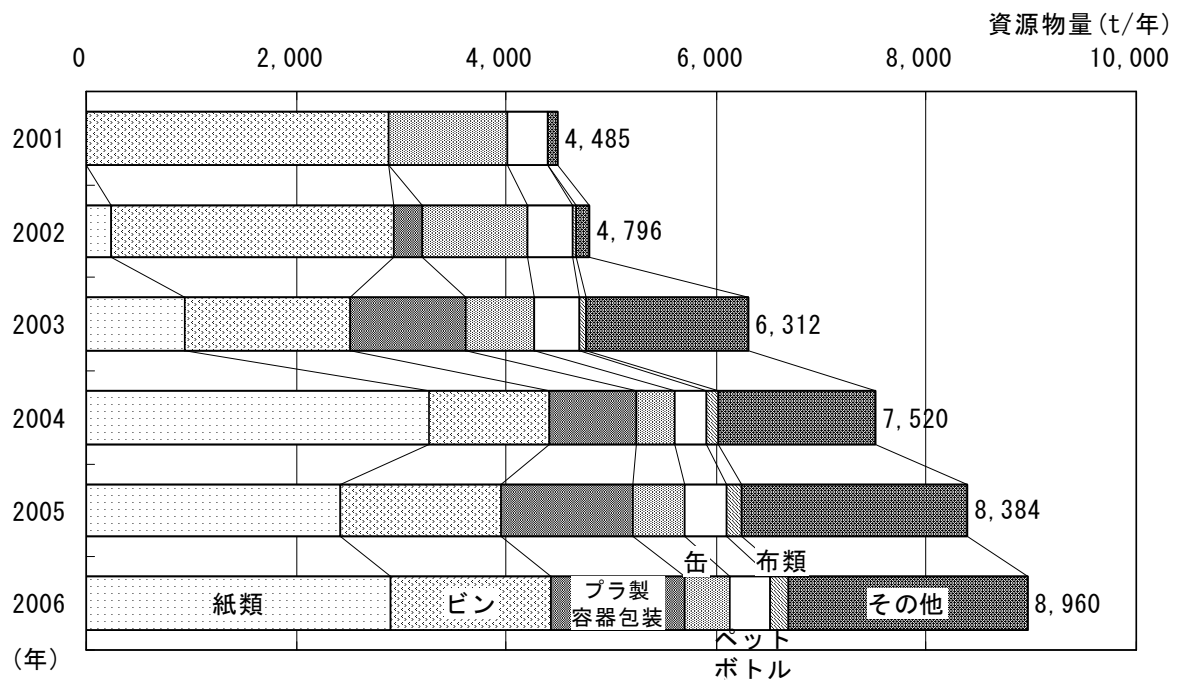


図 2.2.2 資源物量の実績

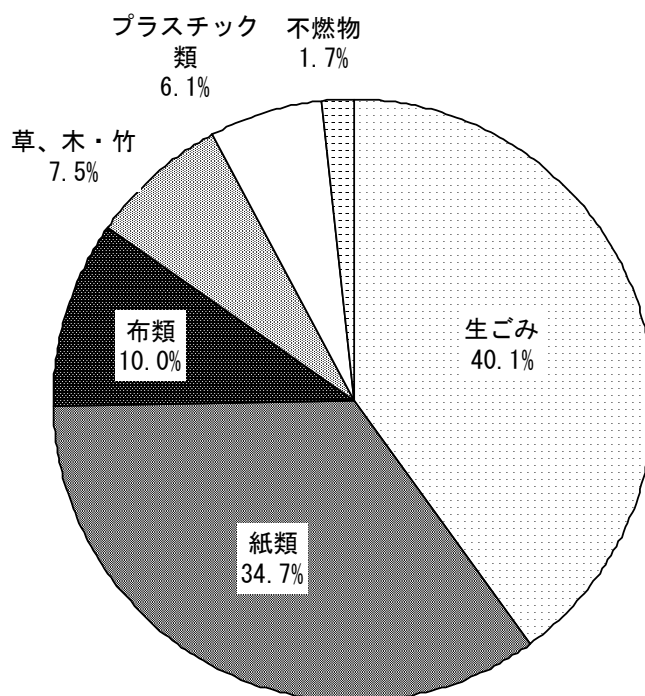
(3) 収集ごみの組成

2006年度の調査によると、可燃ごみで最も多いのは生ごみで40.1%、次いで紙類が34.7%となっています。また、本来資源となるべきものが可燃ごみ全体の25.0%含まれており、内訳として新聞紙やダンボール等の紙類が11.5%、布類が10.0%、ペットボトルや容器包装のプラスチック類が3.5%となっています。

可燃ごみの組成の推移を見ると、プラスチック類は減少する傾向にありますが、布類は増加する傾向があります。

不燃ごみで最も多いのはプラスチック類で36.2%、次いで金属類24.3%、ガラス類5.6%となっています。また、缶やビン等の本来資源となるべきものが10.3%含まれています。

不燃ごみの組成の推移を見ると、ガラス類は減少する傾向にありますが、他は年度による変動が激しくなっています。



注 1) 調査は、以下の6ヶ所のステーションで行った。

街部：朝日町2ヶ所、住宅：三河安城本町及び和泉町、農村：榎前町及び和泉町

2) 組成の詳細は以下のとおり。

紙類：新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、容器包装類等

プラスチック類：ペットボトル、プラ製容器包装等

不燃物：金属類、ガラス類等（焼却処理に適さないもの）

図 2.2.3 可燃ごみの組成（2006年 重量%）

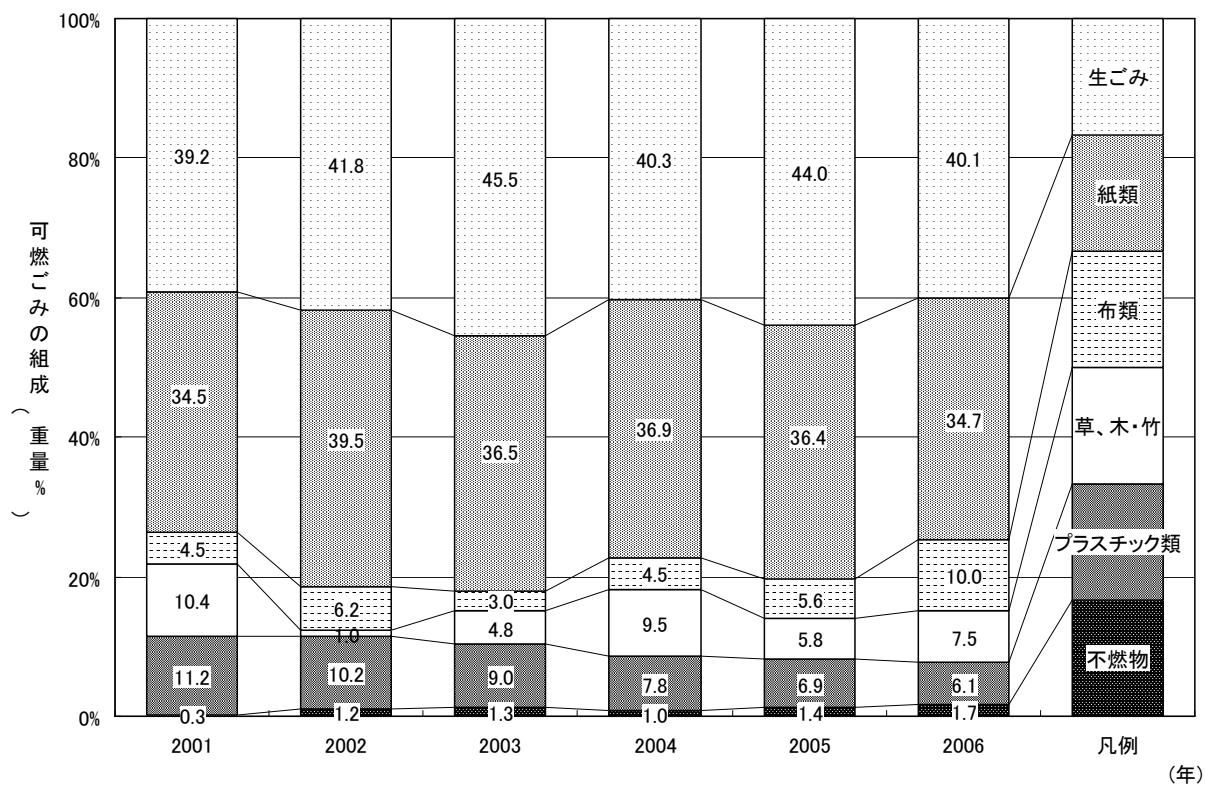
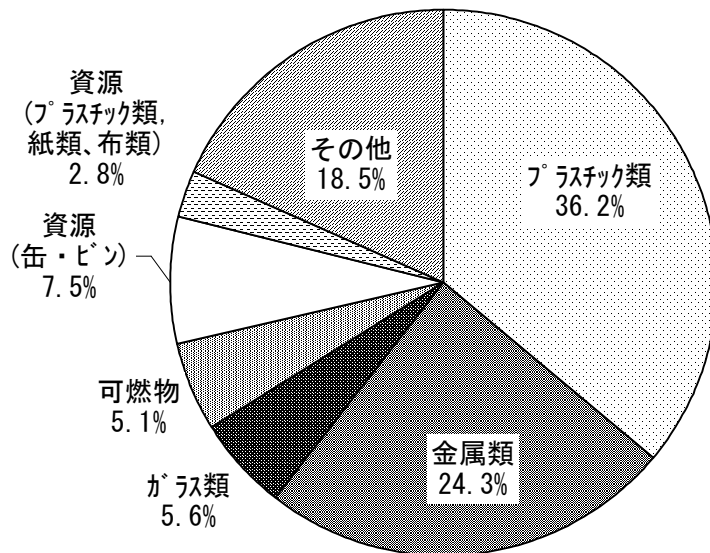


図 2.2.4 可燃ごみの組成の推移 (重量%)



注 1) 調査は、以下の 6 ヶ所のステーションで行った。
 街部：朝日町 2 ヶ所、住宅：三河安城町及び三河安城本町、農村：榎前町及び和泉町
 2) 組成の詳細は以下のとおり。
 可燃物：資源以外の紙、草、木・竹等（焼却処理を行うのが適切なもの）
 その他：灰・土砂他、陶磁器類、その他の不燃物

図 2.2.5 不燃ごみの組成 (2006 年 重量%)

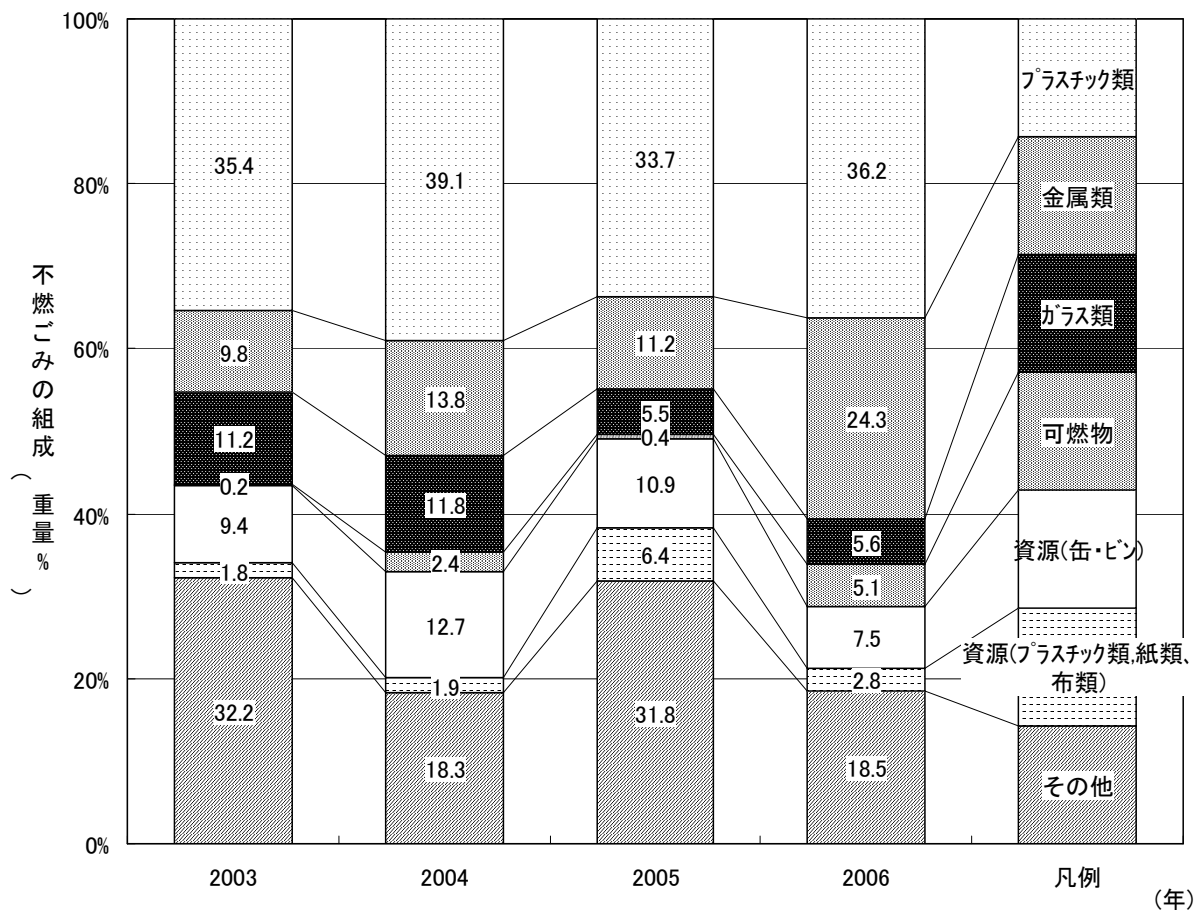


図 2.2.6 不燃ごみの組成の推移 (重量%)

4 中間処理等の実績

(1) 焼却処理量の実績

可燃ごみのほかに、リサイクルプラザ等での中間処理において発生した可燃残さや資源化に適さないもの、せん定枝リサイクルプラントで処理しきれないせん定枝等を、環境クリーンセンターで焼却処理しています。2006 年度は、ごみ排出量のうち 84.3%を焼却しています。

表 2.2.3 焼却処理量の実績

		単位	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
焼却処理量	直接焼却	t/年	58,847	57,610	55,672	53,256	53,209	52,593
	破碎可燃残さ等	t/年	1,500	1,587	1,770	1,960	2,025	2,414
	合計	t/年	60,347	59,197	57,442	55,216	55,234	55,007
ごみ排出量		t/年	64,858	64,161	65,875	65,341	65,081	65,216
焼却率		%	93.0	92.3	87.2	84.5	84.9	84.3

(2) 資源化量

収集されたごみは、各施設や民間業者に委託し、できる限り資源として再利用するため処理をしています。

環境クリーンセンターの焼却灰の一部は、民間業者に溶融化を委託しています。リサイクルプラザでは、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみを破碎・選別処理し、金属類、ガラス類等を選別しています。資源化センターでは、ペットボトルや蛍光灯の減容化を行っています。せん定枝リサイクルプラントでは、せん定枝からたい肥を製造しています。その他、民間業者にプラ製容器包装の選別を委託しています。

表 2.2.4 資源化量の実績

			単位	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
直接資源化		紙類	t/年	0	231	943	3,270	2,423	2,906
		布類	t/年	0	23	76	111	141	174
		その他※ ¹	t/年	42	59	55	59	50	55
		小計	t/年	42	313	1,074	3,440	2,614	3,135
施設処理に伴う資源化量	焼却処理施設	紙類	t/年	0	0	0	0	93	77
		その他※ ²	t/年	0	0	0	1,498	3,436	3,002
		小計	t/年	0	0	0	1,498	3,529	3,079
	資源化を行う施設での処理	金属類	t/年	1,657	1,669	1,673	1,597	1,654	1,617
		ガラス類	t/年	1,312	1,258	1,230	1,206	1,173	1,182
		ペットボトル	t/年	161	184	273	301	332	381
		プラ製容器包装	t/年	0	134	1,102	1,129	1,157	1,188
		その他※ ³	t/年	11	19	946	1,447	1,578	1,648
		小計	t/年	3,141	3,264	5,224	5,680	5,894	6,016
	小計		t/年	3,141	3,264	5,224	7,178	9,423	9,095
合 計		紙類	t/年	0	231	943	3,270	2,516	2,983
		金属類	t/年	1,657	1,669	1,673	1,597	1,654	1,617
		ガラス類	t/年	1,312	1,258	1,230	1,206	1,173	1,182
		ペットボトル	t/年	161	184	273	301	332	381
		プラ製容器包装	t/年	0	134	1,102	1,129	1,157	1,188
		布類	t/年	0	23	76	111	141	174
		その他	t/年	53	78	1,001	3,004	5,064	4,705
		合計	t/年	3,183	3,577	6,298	10,618	12,037	12,230

注) ※1: 乾電池

※2: 焼却灰の溶融化量

※3: 蛍光灯、せん定枝のたい肥化処理対象、破碎後の残さ、再生家具

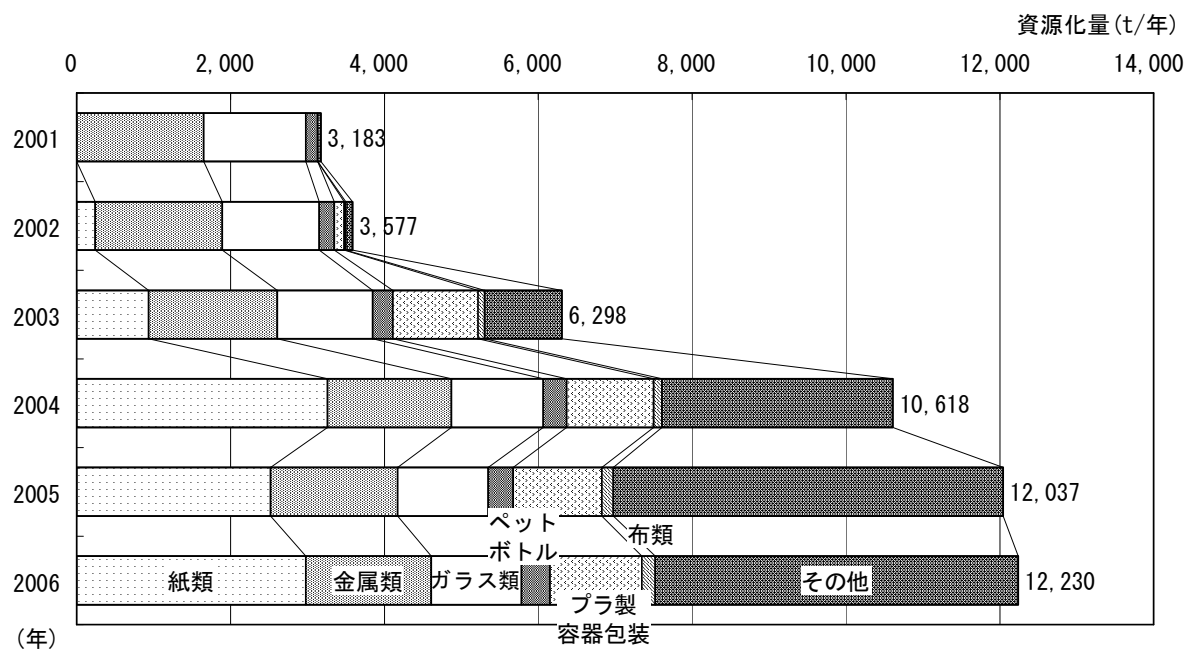


図 2.2.7 資源化量の内訳

(3) リサイクル率

収集されたごみを処理し、資源化した量とリサイクルステーションや集団資源回収で収集された紙類等の資源ごみ量の合計がごみ発生量に占める割合を表したリサイクル率は、2006 年度で 25.0%となっています。

なお、2005 年度の全国平均値は 19.0%、愛知県平均値は 22.0%で、本市は 24.9%となっています。

表 2.2.5 リサイクル率の実績

	単位	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
集団資源回収量	t/年	5,305	5,094	5,282	5,753	5,548	5,399
資源化量	t/年	3,183	3,577	6,298	10,618	12,037	12,230
ごみ発生量	t/年	70,163	69,255	71,157	71,094	70,629	70,615
リサイクル率	%	12.1	12.5	16.3	23.0	24.9	25.0

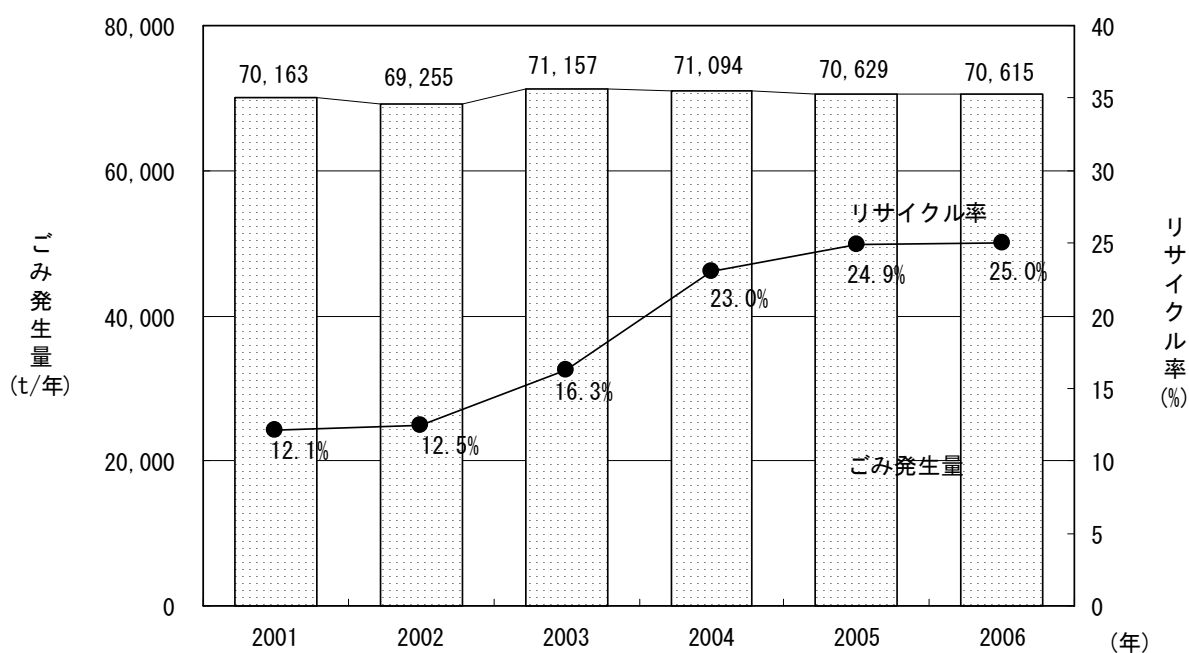


図 2.2.8 ごみ発生量とリサイクル率の推移

(4) その他

家庭系ごみの減量を促進するため、コンポスト容器と生ごみ処理機の購入に対する補助を行っています。

2006 年度のコンポスト容器の補助基数は 50 基、生ごみ処理機の補助基数は 122 基で、累計ではそれぞれ 4,260 基、1,931 基の補助を行っています。

表 2.2.6 コンポスト容器等の普及基数

	単位	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
コンポスト容器の補助基数	基	50	46	21	24	40	50
		4,079	4,125	4,146	4,170	4,210	4,260
生ごみ処理機の補助基数	基	207	162	106	118	134	122
		1,289	1,451	1,557	1,675	1,809	1,931

注) 上段は年間の補助基数、下段は年度末の補助基数累計を示す。

5 最終処分量の実績

不燃ごみや粗大ごみの破碎・選別による減量化及び焼却灰の溶融化が進められ、最終処分量が減っています。2006年度の最終処分率は、10.4%となっています。

表 2.2.7 最終処分量の実績

		単位	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
最終処分量	ごみの直接埋立	t/年	218	168	121	102	194	0
	焼却残さ	t/年	8,282	7,299	7,066	5,637	4,934	5,751
	リサイクルラサからの不燃残さ	t/年	1,110	1,219	1,094	1,130	1,082	1,062
	合計	t/年	9,610	8,686	8,281	6,869	6,210	6,813
ごみ排出量		t/年	64,858	64,161	65,875	65,341	65,081	65,216
最終処分率		%	14.8	13.5	12.6	10.5	9.5	10.4

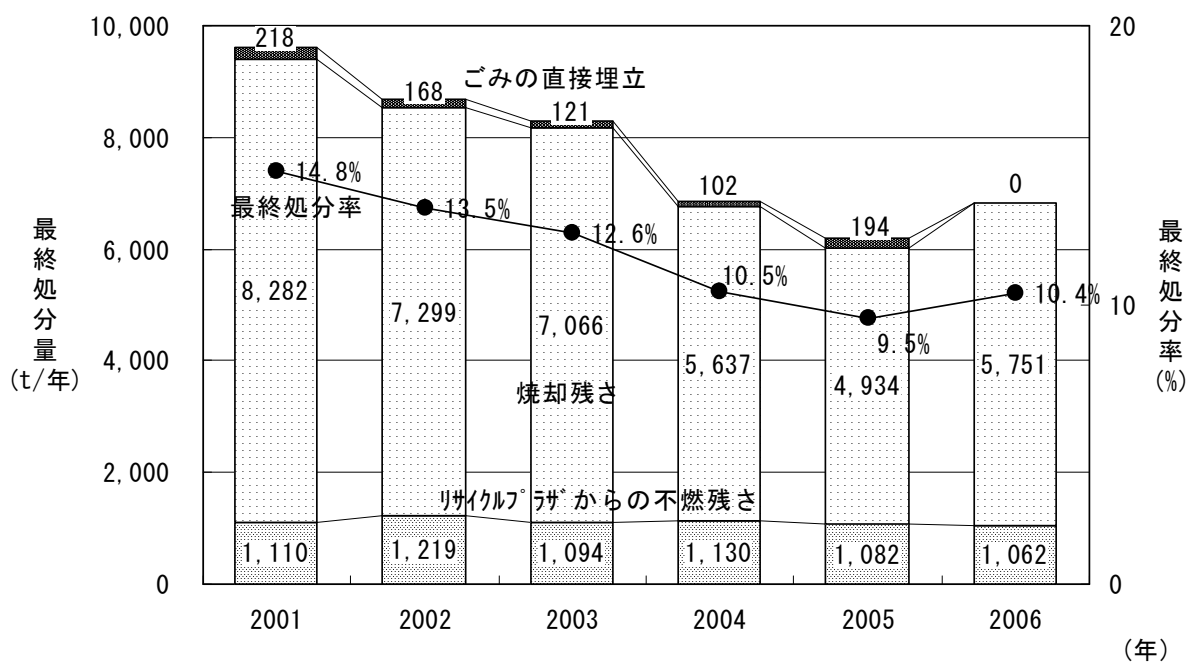


図 2.2.9 最終処分量と最終処分率の推移

6 処理の状況

(1) 収集

ア 収集区分と収集体制

収集区分と収集体制は以下に示すとおりとなっています。



イ リサイクルステーション

リサイクルステーションは市内に 6 か所あり、紙類等の資源ごみを回収しています。

表 2.2.8 リサイクルステーションの概要

名 称		安城北部	作 野	三河安城	安城南部	桜 井	御幸本町
回 収 品 目	新聞紙	○	○	○	○	○	○
	雑誌	○	○	○	○	○	○
	雑がみ	○	○	○	○	○	○
	ダンボール	○	○	○	○	○	○
	牛乳パック	○	○	—	○	○	○
	布類	○	○	○	○	○	—
	ペットボトル	○	○	○	○	○	○
	乾電池	○	○	○	○	○	—
	蛍光管	○	○	○	○	○	—
設置年月		2002 年 6 月	2003 年 12 月	2005 年 10 月	2002 年 11 月	2003 年 6 月	2007 年 4 月

注) ○：回収品目を示す。

(2) 施設

ア 焼却処理施設

表 2.2.9 焼却処理施設

施設の名称	安城市環境クリーンセンター
施設方式	全連続燃焼式機械炉（廃熱ボイラー付き）
処理能力	240t/24h（120t/24h×2基）
処理概要	可燃ごみを焼却減容処理する
竣工時期	1997年3月

イ 破碎処理施設

表 2.2.10 破碎処理施設

施設の名称	安城市リサイクルプラザ			
施設の概要	不燃物・粗大ごみ破碎施設	再生施設	ビン類選別施設	缶類選別施設
処理能力	43t/日（5h）	0.2t/日（5h）	9t/日（5h）	6t/日（5h）
処理概要	不燃ごみ・粗大ごみを破碎し、鉄類、アルミニウム、不燃物、可燃物に選別する	粗大ごみのうち、再生可能な家具を補修・再生する	生きビン、白、茶、青・緑、その他に選別する	鉄類、アルミ類に選別する
竣工時期	1998年7月			

ウ 資源化施設

表 2.2.11(1) 資源化施設(1)

施設の名称	安城市資源化センター	
施設の概要	ペットボトル減容機	蛍光管破碎機
処理能力	250～300kg/時間	3,000本/時間（直管）
竣工時期	2000年3月	

表 2.2.11(2) 資源化施設(2)

施設の名称	安城市せん定枝リサイクルプラント
処理方式	破碎、植纖機+自然発酵
処理能力	4.8t/日
たい肥の量	1,050t/年
竣工時期	2001年3月

エ 最終処分場

過去に埋立てたごみを掘り出し、選別、リサイクルする再生事業を行っています。2009年の再生事業終了時には約 2 万 m³の容量を確保することによって、約 20 年間使用が可能となる予定です。

表 2. 2. 12 最終処分場

施設の名称	榎前一般廃棄物最終処分場
埋立面積	23,400m ²
埋立開始	1987 年 6 月

7 ごみ処理経費の実績

2006 年度のごみ処理経費は約 31 億円となっています。1 人当たりのごみ処理経費は（外国人を含む。）約 1 万 8 千円程度で推移しています。

表 2. 2. 13 ごみ処理経費の実績

	単位	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
ごみ処理経費	千円	3,001,838	3,120,010	2,910,069	3,045,850	3,131,283
1 人当たりのごみ処理経費	円	18,204	18,708	17,231	17,728	17,916

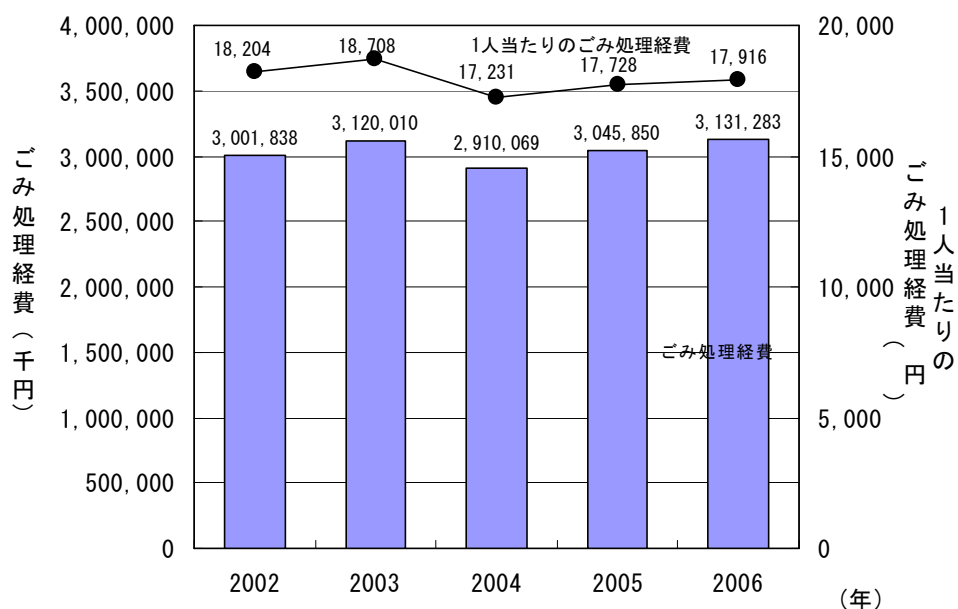


図 2. 2. 10 ごみ処理経費の実績

8 旧計画の検証と課題の整理

(1) 旧計画の検証

旧計画では、2005 年度におけるごみ量の予測を行っているため、2005 年度の実績の数値等との比較検証を行います。

表 2.2.14(1) 旧計画の検証 (1/4)

		人口(人)	収集・運搬対象ごみ量(t/年)				
			可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ (分別収集)	粗大ごみ	合計
1993 年度	実績	147,329	38,594	7,831	2,291	(不燃物に 含む)	48,716
2005 年度	予測	169,641	49,677	6,023	3,212	(不燃物に 含む)	58,912
	実績	171,811	52,954	3,743	8,384	(不燃物に 含む)	65,081
		(対 1993 年)	116.6%	137.2%	47.8%		133.6%
		(対予測)	101.3%	106.6%	62.1%		110.5%

注)旧計画では、可燃ごみを可燃物、不燃ごみを不燃物と表記している。

表 2.2.14(2) 旧計画の検証 (2/4)

計画	項目		計画の具体的な 事項または 予測値 (2005 年度)	実績 (2005 年度)	評価		
排出抑制・ 再資源化計画	排 出 前 段 階・排出段階	生ごみたい肥 化促進器具(コン ポスト)設置補助 制度の普及	生ごみたい肥化 促進器具設置補 助制度の普及	生ごみたい肥化 促進器具設置補 助制度、生ごみ 処理機購入補助 制度	年間補助基数が減 少傾向にあり、補助 限度額を引き上げ	△	
		ごみ減量化検 討委員会の設 置	婦人団体等の代 表より構成され るごみ減量化検 討委員会による 施策の検討	廃棄物対策推進 委員会、ごみ減 量推進委員会の 設置	必要に応じて意見 を聞き施策に反映	○	
		再生製品購入 の推進	市民への働きか けの実施	庁内で積極的に グリーン購入を 行っている。	率先行動による啓 発効果	△	
		集団回収の推 進	集団回収事業の 報償金の交付の 継続	資源ごみ回収事 業推進報償金の 改定 (5→6 円 /kg)	回収量や団体数が 減少傾向にあり、新 たな施策が必要	△	
		資源ごみの分別収集					
		分別収集	8.8t/日	23.0t/日	団体回収は実績が 予測値より少ない。 分別収集は実績が 予測値より多い。	○	
		団体収集	18.8t/日	15.2t/日			
		資源回収	0.2t/日	(団体回収に含 む)			
		合計	27.8t/日	38.2t/日			
	処理段階 (リサイクルラ ザによる資 源化物の選 別量)	再資源化					
		缶ビン再生量	8.8t/日	7.7t/日	缶、ビンの流通量が 減ったこと、リサイ クルラザの処理対象 物の品目が増加した こと及び資源化施 設が増加したこと から、評価困難	-	
		粗大ごみの 再生量	0.1t/日	0.0t/日			
		破碎後有価物	3.7t/日	缶ビン再生量に 含む			
		合計	12.6t/日	7.7t/日			
		全資源化処理 施設合計	リサイクルラザ以外 記載なし	31.8t/日			
	収集・運搬 計画	収集区域の範囲		本市の行政区域 の全域	本市の行政区域 の全域	-	
		収集・運搬方法及び量					
・排出方法		ごみの分別	4 区分(可燃・不 燃・粗大・資源)、 うち資源ごみ 2 分類(缶・ビン)	4 区分(可燃・不 燃・粗大・資源)、 うち資源ごみ 13 分類(せん定枝、 缶、ビン、ペット ボトル、新聞紙、雑 誌、雑誌、ダン ボール、牛乳パック、 布類、プラスチック 容器包装、乾電池、 蛍光管)	資源の収集品目の 実績が、計画より多 い。	○	
		排出方法(容 器)	容器指定なし	指定ごみ袋導入 (可燃・不燃・プ ラ製容器包装)	各ごみの指定袋、推 奨袋を導入	○	
		排出時間	収集当日の午前 8 時まで	収集当日の午前 8 時まで	-		
		住民の指導	清掃監視員、ご みカレンダー等による 指導	地域の協力による ごみステーションの 管理、ごみカレンダー、 広報等による 指導	-		

表 2.2.14(3) 旧計画の検証 (3/4)

計画	項目	計画の具体的な 事項または予測 値（2005 年度）	実績（2005 年度）	評価		
収集・運搬 計画	・ 収集運搬対象ごみ量					
		可燃物量	136.1t/日	145.1t/日	不燃物量実績は予 測値より少ない。可 燃物及び資源の実 績は予測値より多 い。	△
		不燃物量	16.5t/日	10.3t/日		
		分別収集（資源 ごみ）	8.8t/日	23.0t/日		
		合計	161.4t/日	178.3t/日		
	・ 収集・運搬方法					
		実施主体（可燃 物及び不燃物）	直営、委託	直営、委託	－	
		実施主体（資源 ごみ）	直営	直接回収、拠点、 委託、直営	－	
		実施主体（粗大 ごみ）	委託	直接収集、直営	－	
		収集方法	可燃・不燃・資 源ステーションの適正 配置、粗大ごみの 戸別収集、乾 電池の公共施設 の回収箱設置	資源ごみの回収 方法の多様化 （資源ごみステ ーション、リサイクルステ ーション、せん定枝リサイ クルプラント、乾電池 等拠点回収）	品目の多い資源ご みを、資源ごみステ ーションだけでなく、リ サイクルステーション、せん 定枝リサイクルプラント及び その他拠点回収を 導入し対応	○
		収集頻度				
		可燃物	2 回/週	2 回/週	－	
		不燃物	2 回/月（隔週）	2 回/月（隔週）		
		資源物	2 回/月（隔週）	2 回/月（隔週）		
		プラスチック容器包装	なし	1 回/週		
		粗大ごみ	4 回/年	2 回/週（事前申 し込み）		
	収集・運搬時間 帯	8:00～17:15	8:00～17:15	－		
中間処理計 画	中間処理対 象のごみ量	中間処理対象	焼却処理 4 区分、 圧縮減容処理 1 区分、破碎・選 別処理 3 区分	焼却処理 3 区分、 圧縮減容処理 1 区分、破碎・選 別処理 3 区分	－	
		リサイクルプラザ 搬 入量（缶・ビン）	35.6t/日	5.5t/日	流通量が減ったた め、評価困難	－
		不燃物減容化 施設搬入量（不 燃物残さ）	21.7t/日	10.3t/日	実績が予測値より 少ない。	○
		資源化・減容化 施設搬入量（資 源排出量）	57.3t/日 （資源物の搬入 としては、上記 のリサイクルプラザ へ の搬入量のみ）	33.3t/日 （資源物量と破 碎対象の不燃・ 粗大ごみ量とし て）	資源ごみの区分が 変更されたことや ごみ排出量自体が 減ったため、評価困 難	－
		焼却対象ごみ 量	177.1t/日	151.3t/日	資源の分別が進み、 実績値が予測値よ り少ない。	○
	中間処理施 設の整備計 画	ごみ焼却処理 施設の整備	1997 年度稼動予 定	1997 年度稼動	1997 年度より稼動 中	○
		リサイクルプラザ（不 燃物処理・資源 化事業、不用品 の補修、再生品 の展示事業）の 整備	1999 年度稼動予 定	1999 年度稼動	1999 年度より稼動 中	○

表 2.2.14(4) 旧計画の検証 (4/4)

計画	項目	計画の具体的な 事項または予測 値（2005 年度）	実績（2005 年度）	評価			
最終処分計画	最終処分方法	最終処分場（未 定）	衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分 場	最終処分場を確保 し、最終処分を継続	○		
	埋立処分対象物	焼却残さ	焼却残さ	不燃物は破碎選別 し埋立	○		
		リサイクルラザの不 燃物残さ	リサイクルラザの不 燃物残さ				
		直接埋立不燃物	直接埋立不燃物				
	最終処分場整備の長期構想						
	要埋立処分 量	不燃物残さ	減容固化物に含 む	3.5t/日	実績が予測値より 少ない。	○	
		減容固化物	21.7t/日				
		焼却残さ量	23.9t/日				13.5t/日
		最終処分量	45.6t/日				17.0t/日
		16,644t/年	6,210t/年				
最終処分場整備の整備構想		長期にわたり安 定した処分地の 確保の検討	複前最終処分場 の再生事業着手 (2004 年度末着 手、2009 年度完 了予定)	既存埋立処分場の 延命化に対応	○		
最終処分場の跡地利用計画		埋立完了後は最 終覆土を行い、 優良農地とする	再生事業中	既存埋立処分場の 延命化に対応	○		
その他	住民に対する広報、啓発活動	各種パンフレットの 配布による啓発 活動	ごみカレンダー、ご みだす等の配布	市民がごみカレンダー、 ごみだす等を活用	○		
	指定廃棄物の対処方針	指定廃棄物の処 理の協議を進め る	家電 4 品目の回 収等	一部は対応済み	△		
	地域に関する諸計画との関係	各種計画と整合 をとって進める		-			

注) ○ : 計画もしくは予測値どおり (資源化は予測値より多いこと、処理・処分量は予測値より少ないこと)

△ : 計画もしくは予測値の達成に向けて施策を実施中

- : 評価対象外

(2) 課題の整理

ア 発生抑制、排出抑制の課題

2006年度の1人1日当たりのごみ発生量（外国人を含む。）は1,107gで、2001年度の1,178gに対し71g減少しています。しかし、アンケート調査の結果では、資源の分別を実行している人は多いものの、ごみの発生抑制、排出抑制につながる行動を実行している人は少ないことが見受けられます。

また、大都市圏への通勤が便利である地域であることから、今後も人口増加が見込まれるため、ごみの減量対策をしなければ、ごみ量は確実に増加します。ごみの組成の変化から処理施設に不具合が起こりやすくなっていることから、ごみの発生抑制と排出抑制が重要な課題となっています。

イ 分別・リサイクルの課題

市民からの排出段階での分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（せん定枝、缶、ビン、ペットボトル、新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、布類、プラ製容器包装）、粗大ごみ及び有害ごみ（乾電池、蛍光灯、処理困難物）に分別しています。さらに分別の種類を増やすことは排出時の負担が増え、協力が得にくくなることも懸念されるため十分な検討が必要です。

分別方法の周知は、ごみと資源の分け方・出し方、ホームページ及び広報等で行っていますが、可燃ごみや不燃ごみの組成分析結果を見ると、資源ごみの混入も多く、分別が十分とは言えません。また、アンケート調査の結果では、ほとんどの人が分別していると答えていますが、分別していない人の理由を見ると、分別の仕方をよく知らないといった理由が多く、わかりやすいごみの分別の仕方に関する情報提供が必要です。

ウ 収集・運搬の課題

家庭系ごみは、資源ごみの回収場所と回数が可燃ごみと比べ少ないため、資源ごみを可燃ごみとして出しやすいことが問題となっています。

特に、紙類は、市内6か所のリサイクルステーションでの回収と集団資源回収による方法で行っていますが、この2種類の方法だけでは出しにくいとの意見があり、身近に出せる場所での回収方式が必要となっています。

また、新しい回収方式の導入には、運搬車両や施設整備等に費用がかかるため、費用対効果を検証することが必要となっています。

事業系ごみについては、事業者自らが直接搬入するか、許可業者に収集・運搬を委託することとしています。しかし、ごみの種類の多様化により、廃棄物処理法の産業廃棄物の規定だけでは、分類しにくいケース等もあるため、市独自の収集運搬業、処分業の許可基準や審査要領等を定めるとともに、適正な処理を確保することが必要となってきています。

エ 中間処理施設の課題

(ア) 焼却処理施設

1997年に竣工した環境クリーンセンターは、可燃ごみの排出量が処理能力の限界に近づいています。このため、今後も搬入時の検査等で不適正ごみの搬入を規制することで焼却処理量の削減を図るとともに、最大限の処理能力を発揮できるよう適正な運転管理をする必要があります。

また、焼却処理施設の更新には膨大な時間と費用がかかるため、広域処理を視野に入れた施設整備の検討に着手する必要があります。

(イ) 破砕処理施設

1998年に竣工したリサイクルプラザは、2018年をめどに施設の更新を図る計画で、施設の更新までの約10年間は、現在の施設で適正な処理をする必要があります。ペットボトルの利用が増加したことで、缶、ビンの処理量は、当初の計画を下回っていること等から、効率的な運転管理が課題となっています。

(ウ) 資源化処理施設

せん定枝リサイクルプラントは、2001年に竣工し、家庭や事業所から持ち込まれたせん定枝のたい肥化を行っています。しかし、すでに処理能力を超えており、搬入されたせん定枝の一部を焼却処理しているため、施設の拡大が必要となっています。焼却処理量の削減及び資源の有効利用の観点から、今後も処理方法や処理能力について検討する必要があります。また新たに建設を予定している刈草たい肥化施設については、周辺市町村で行っていない取り組みであり、処理方法や処理能力等、整備に向け十分な検討が必要となっています。

オ 最終処分場等の課題

(ア) 焼却灰の処理

現在焼却灰は、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場に埋立てを委託しています。しかし、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場が2009年度に埋立て終了となる見込みのため、新たな最終処分先の確保が課題となっています。

また、一部の焼却灰を民間業者に委託し、溶融化していますが、高い処理単価が課題となっています。

(イ) 埋立処分場

日本デンマークと言われた本市は、市内のほとんどが優良農地であり、新たな埋立処分場の確保が困難な状況です。

現在、榎前一般廃棄物最終処分場は、過去に埋立てしたごみを掘り出して、選別リサイクルする再生事業を行っていますが、この再生事業により確保できる埋立可能容量も限られ、埋立処分量の一層の削減を進める必要があります。

カ その他の課題

(ア) ごみステーション

ごみステーションの管理は、町内会等の地域の方をお願いしています。アンケート調査の結果では、ごみステーションのマナーは、約 7 割の方が守られていると答えています。しかし、守られていないと答えている方の意見を見ると、分別されていないごみや違う地域のごみが出されているとの意見も多く、ごみ出しのルールを周知徹底するとともに、ごみステーションの管理体制を強化する必要があります。

(イ) 不法投棄

不法投棄は、不法投棄防止看板を配布しているほか、2006 年度から不法投棄の多い箇所に監視カメラを設置し、防止に努めています。しかし不法投棄は依然として多く、地域住民や警察との連携等、対策の強化が必要です。

(ウ) 災害廃棄物

災害時の廃棄物の処理は、一時的に多量に出るごみの一時仮置き場の確保や処理等について広域的な連携が必要です。

第3章 ごみ減量の数値目標

1 将来予測

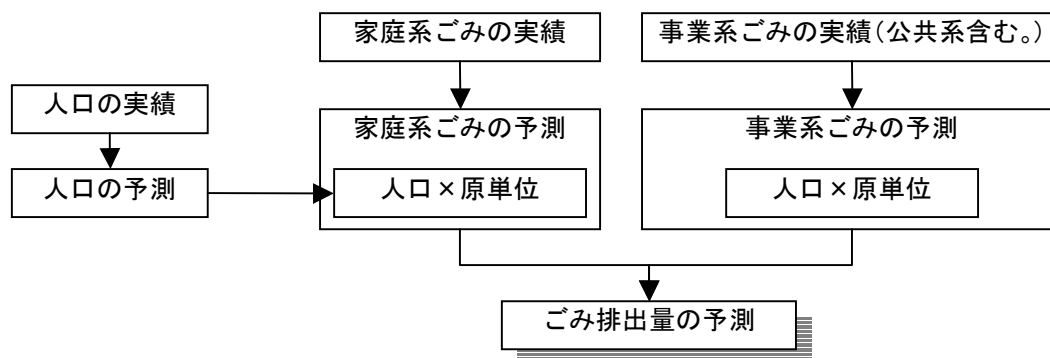


図 2.3.1 ごみ排出量の予測フロー

(1) 人口

人口（外国人を含む。）は、今後も増加傾向で推移すると予測し、2017 年度には 195,700 人になると推計します。

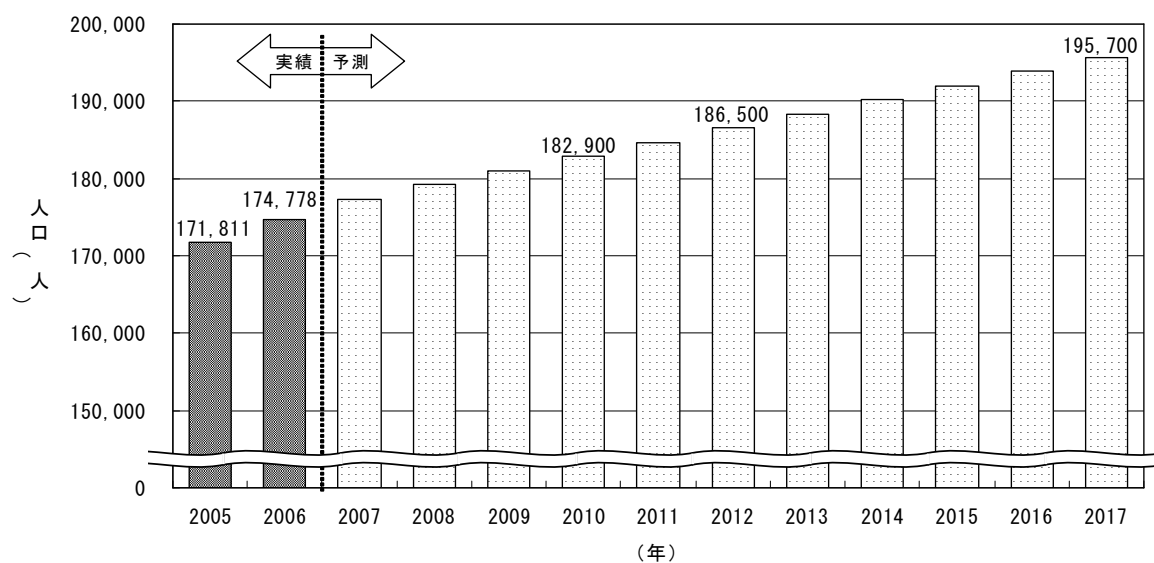


図 2.3.2 計画行政人口

(2) ごみ排出量

1人1日当たりごみ排出量は、2001年度以降増減がありながらも全体として減少してきました。これは、この間に実施した様々な減量施策の取り組みによるものと考えられます。しかし、現在の施策を継続するだけでは、今後もこの減少傾向が続くとは限りません。

現在の施策を継続した場合、1人1日当たりのごみ排出量が現在と同程度となると仮定し、2006年度の1人1日当たりのごみ排出量に各年度の予測人口を乗じて単純予測します。

表 2.3.1 ごみ排出量の単純予測

		単位	実績		予測			増減	
			2005 年	2006 年	2010 年	2012 年	2017 年	2017-2005 年	
人口		人	171,811	174,778	182,900	186,500	195,700	23,889	13.9%
1人1日当たり ごみ排出量	家庭系ごみ	g/人・日	590	575	575	575	575	-15	-2.5%
	事業系ごみ	g/人・日	314	307	307	307	307	-7	-2.3%
	資源ごみ	g/人・日	134	140	140	140	140	6	4.7%
	合計	g/人・日	1,038	1,022	1,022	1,022	1,022	-16	-1.5%
ごみ排出量	家庭系ごみ	t/年	36,984	36,679	38,386	39,142	41,073	4,089	11.1%
	事業系ごみ	t/年	19,713	19,577	20,495	20,898	21,929	2,216	11.2%
	資源ごみ	t/年	8,384	8,960	9,346	9,530	10,000	1,616	19.3%
	合計	t/年	65,081	65,216	68,227	69,570	73,002	7,921	12.2%

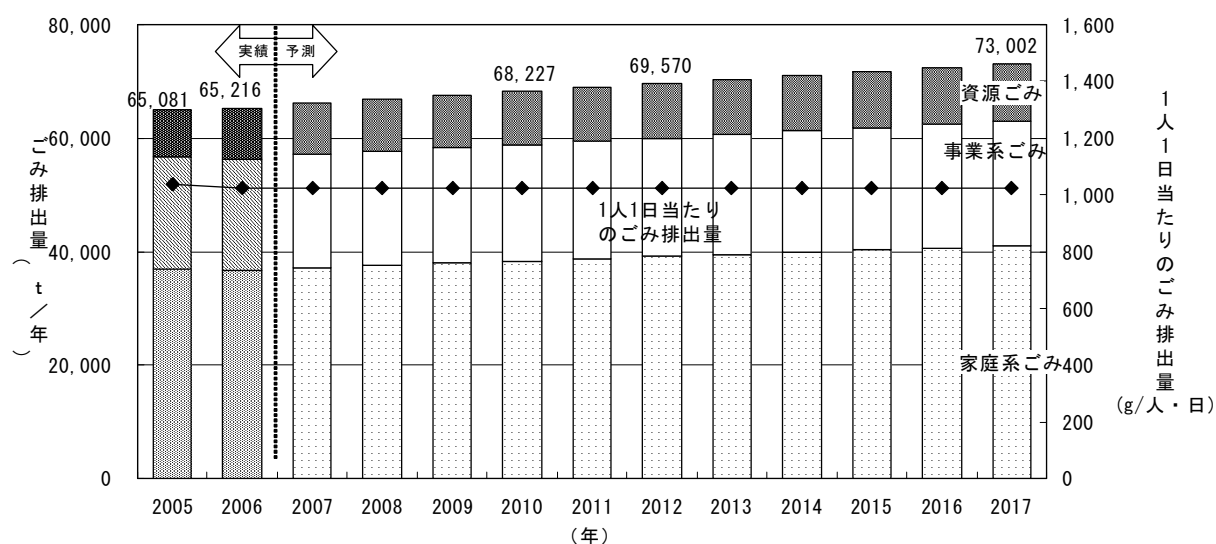


図 2.3.3 ごみ排出量の単純予測

2 ごみ減量の数値目標

2003 年 3 月に国が策定した循環型社会形成推進基本計画に基づき、市民、事業者、市が一体となり 4R を推進することや数値目標の総量が、環境クリーンセンター等の施設における 2017 年度時点での処理能力を超過しないことを考慮してごみ減量の数値目標を設定します。

(1) 家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く。）

1 人 1 日当たりの排出量を 2005 年度の 590g から 2017 年度までに 175g 減らして 415g 以下にすることを目指します。

指 標	単位	2005 年	2010 年	2012 年	2017 年
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	g/人・日	590	470 (約 20%減量)	450 (約 24%減量)	415 (約 30%減量)

(2) 事業系ごみ排出量（資源ごみを除く。）

1 人 1 日当たりの排出量を 2005 年度の 314g から 2017 年度までに 94g 減らして 220g 以下にすることを目指します。

指 標	単位	2005 年	2010 年	2012 年	2017 年
1 人 1 日当たりの 事業系ごみ排出量	g/人・日	314	250 (約 20%減量)	240 (約 24%減量)	220 (約 30%減量)

(3) 資源ごみの排出量

1 人 1 日当たりの排出量を 2005 年度の 134g から 2012 年度までに分別の推進により 51g 増やし 185g とし、2017 年度までは、分別の推進と同時に発生抑制、排出抑制を進め、同水準となることを目指します。

指 標	単位	2005 年	2010 年	2012 年	2017 年
1 人 1 日当たりの 資源ごみ排出量	g/人・日	134	170 (約 27%増量)	185 (約 38%増量)	185 (約 38%増量)

(4) ごみ排出量

家庭系ごみと事業系ごみと資源ごみの目標値から算出されるごみ排出量は、2005 年度の1,038g から2017 年度までに218g 減らして820g 以下にすることを目指します。

指 標	単位	2005 年	2010 年	2012 年	2017 年
1 人 1 日当たりの ごみ排出量※	g/人・日	1,038	890 (約 14%減量)	875 (約 16%減量)	820 (約 21%減量)

※ ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量＋資源ごみ排出量

表 2.3.2 ごみ排出量（数値目標）の総量

指 標	単位	実績		数値目標		
		2005 年	2006 年	2010 年	2012 年	2017 年
人口	人	171,811	174,778	182,900	186,500	195,700
家庭系ごみ排出量	t / 年	36,984	36,679	31,376	30,633	29,644
事業系ごみ排出量	t / 年	19,713	19,577	16,690	16,337	15,715
資源ごみ排出量	t / 年	8,384	8,960	11,349	12,593	13,215
ごみ排出量	t / 年	65,081	65,216	59,415	59,563	58,574

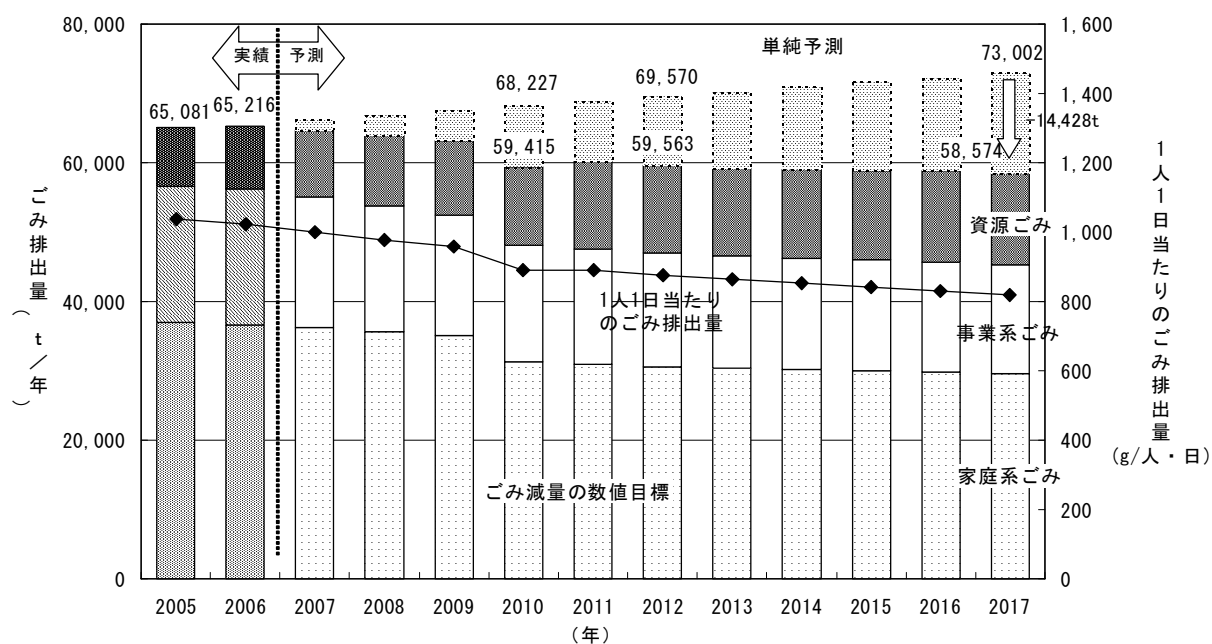


図 2.3.4 ごみ排出量（数値目標）の推移

(5) リサイクル率

2005年度のリサイクル率の実績は、焼却灰の溶融化分を含めると24.9%となっています。今後もさらに資源化を推進し、2017年度には35.0%以上にすることを目指します。

なお、2010年度までは、ごみステーションでの雑がみ等の回収の開始やせん定枝リサイクルプラントの拡張により、資源化が促進されると見込み、リサイクル率が大幅に上昇する目標としています。

指 標	単位	2005 年	2010 年	2012 年	2017 年
リサイクル率	%	24.9	31.0	34.0	35.0

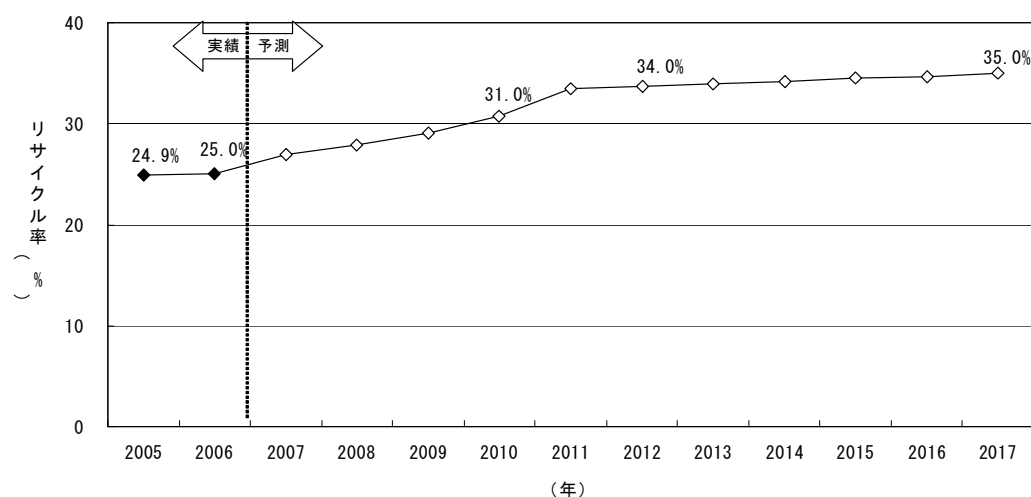


図 2.3.5 リサイクル率の推移

(6) 最終処分率

焼却灰の2分の1以上の溶融化を進め、最終処分率を2005年度の9.5%から2017年度には8.7%以下にすることを目指します。

指 標	単位	2005 年	2010 年	2012 年	2017 年
最終処分率	%	9.5	9.2	8.9	8.7

第4章 減量化・資源化計画（4R の推進）

課題の解決に向けて、3つの基本方針ごとにごみの減量化、資源化の計画を定めます。

基本方針 1 ごみを作り出さない工夫や啓発を積極的行います。

(リフューズ、リデュース、リユース)

リフューズ、リデュース、リユースについては、市民、事業者、市が協働して行動することが必要です。そこで、新しいライフスタイルの提案をするとともに、実施のための組織等を作り、意識高揚につながる啓発活動を実施します。

1 リフューズ、リデュース、リユース

施 策	内 容
① 過剰包装の抑制とマイバッグ持参運動の推進	・ 必要なものを必要な量だけ購入するよう啓発します。 ・ すぐに不要になる物をもらわないよう啓発します。 ・ 過剰包装を断る習慣付けを啓発します。 ・ 買い物際にはマイバッグを持参するよう啓発します。 重点項目：有料化により、レジ袋の削減をします。
② 生ごみの減量化	・ 食べ物を残さない調理方法（エコクッキング）等、生ごみの減量アイデアを紹介します。 ・ 生ごみ処理機器の購入に対する補助金制度やEMIぼかしの配布事業を推進します。 ・ 生ごみ減量化に関する研究をモデル的に試行し、家庭や地域における減量化に関するノウハウを蓄積します。 ・ 農村部においては、畑での生ごみの処分を進める等、地域の特性を生かしたごみ減量施策を検討します。 重点項目：生ごみ処理機器の購入に対する補助を積極的に行うとともに、生ごみ減量化の事例等を市民に情報提供します。
③ 再使用の推進	・ ものをできる限り長く、大切に使うよう働きかけます。 ・ 排出された粗大ごみの中から、再生可能な家具等を補修し販売する家具再生事業を推進します。 ・ リサイクルフェア等のイベントを開催し、再生品を販売するとともに、再利用の大切さを啓発します。 重点項目：家具再生事業の利用促進をさらに強化し、「もったいない」の精神の啓発を図ります。

施 策	内 容
④ 環境にやさしい商品の購入促進	・ リターナブル容器の商品や詰め替え商品を優先して購入することを働きかけます。 ・ 長く使える丈夫な商品を選ぶよう働きかけます。 重点項目：環境にやさしい商品の購入促進を定期的に啓発します。
⑤ 収集ごみの有料化	・ ごみの発生抑制、集団資源回収の促進、ごみ処理費用の応益負担等を目的として、収集ごみの有料化を検討します。 重点項目：他都市の事例を踏まえ、市民から幅広く意見を求めながら有料化を視野に入れて検討します。
⑥ 店頭でのごみ排出抑制	・ スーパー等の食料品販売店に対して、牛乳パックやペットボトル、トレイ等の回収の協力を呼びかけ、販売者による回収を誘導します。 ・ 家電販売店等に対して、蛍光管、乾電池、充電電池、トナーカートリッジ等の回収の協力を呼びかけ、販売者による回収を誘導します。 ・ 容器（トレイ）の削減や量り売り商品、詰め替え商品の販売を誘導します。 重点項目：店頭回収の場所と品目等の情報提供を行い、市民の利用促進を図ります。
⑦ 事業系ごみの排出抑制	・ 事業系ごみのうち、資源化できるものの搬入を規制して排出量を抑制します。 ・ 多量排出事業者には、排出量の把握や削減計画の作成等を求め、資源の有効活用を誘導します。 重点項目：事業者と行政と協議する会合を定期的に行います。
⑧ 環境にやさしい事業者の支援	・ レジ袋削減取組店の拡大に努めます。 ・ 量り売り、包装紙の簡素化、レジ袋の削減策を行っている小売店を市民にPRし、利用促進を図ります。 重点項目：レジ袋削減等の取り組みを広報等で広く市民にPRします。

2 ごみ減量意識の高揚

施 策	内 容
① 啓発活動の充実	・ 家庭生活や事業活動において発生するごみ量や処理の実態等の情報を提供します。 重点項目：ホームページや広報等により、ごみに関する情報が常に市民の目に触れるよう機会を増やします。

施 策	内 容
② 環境学習の推進	・ 子どものころからごみ減量を習慣づけるため、社会科副読本と啓発ビデオを作成し、環境学習を推進します。 ・ ごみ処理の現状を学ぶため、清掃施設の見学会を実施します。
	重点項目：学校にごみ減量等を始めとする環境に関する情報を提供し、環境関連の学習の充実を支援します。
③ ごみ減量推進委員会による検討	・ 市民や事業者の代表によるごみ減量推進委員会を開催し、ごみ減量施策について検討します。
	重点項目：ごみ減量推進委員会を定期的に行い、市民や事業者の意見を反映した減量施策を行います。
④ 市民参加型事業の推進	・ 環境アドバイザー派遣事業により、地域における環境学習の機会を提供します。 ・ 地域のリーダーとなり、地域の人々や事業者を取り込んだ環境保全活動のできる人材の育成を行います。 ・ 安城市環境配慮行動指針の周知を図ります。 ・ ごみ減量アイデア・標語・ポスター・功労者の表彰事業等を実施します。
	重点項目：情報提供のための説明会や学習会を開催します。

基本方針 2 資源を徹底的に有効利用し、限りある天然資源の消費を抑制します。

(リサイクル)

リサイクルについては、市民・事業者が排出時に資源として出しやすい仕組みを作るとともに、分別・資源化の周知徹底を図ります。

また、中間処理時点でも、再生利用を推進する施策を実施します。

3 リサイクル

施 策	内 容
① 資源物の収集品目の増加	・ 雑がみを含めた紙類の分別収集を推進します。 ・ 新聞紙や雑誌等は、集団資源回収やリサイクルステーションにおける新たな回収方式を導入し、回収方法の多様化を図ります。
	重点項目：集団資源回収について地域での拠点回収方式、業者回収方式の制度化を図ります。
② 分別排出の徹底	・ ごみと資源の分け方・出し方、ごみカレンダー、ごみだすを活用し、分別排出の徹底を図ります。 ・ 転入者に対しては、市民課での手続き時に分別方法等の資料を配布するとともに、住宅の管理者や所有者を通じて分別排出の指導を行うことで意識向上を図ります。 ・ 外国人の転入者に対しては、ごみ排出方法を4ヶ国語で示し、ルールの周知を図ります。 ・ 事業者に対しては、直接搬入時に分別排出の指導を行うとともに、資源回収業者と協力して資源化に努めるよう指導します。
	重点項目：市民の知りたい情報や市民がやる気になる情報をわかりやすく載せ「ごみと資源の分け方・出し方」の充実を図ります。
③ 教育施設等における資源回収の促進	・ ペットボトルと乾電池の効率的な回収を進めるため、小中学校、幼稚園及び保育園での回収を推進します。
	重点項目：定期的に資源回収の必要性や回収実績等を紹介し、資源回収を促進します。

4 中間処理による再生利用の促進

施 策	内 容
① リサイクルプラザ における資源回収 の推進	・ 再生利用できない不燃ごみや粗大ごみは、破碎・選別して金属類の資源を回収し、再生利用します。 ・ 破碎困難ごみは、分別後に再生業者に委託して再生利用します。 重点項目：市民が利用しやすいよう、搬入品目や利用時間等の情報提供を行うとともに、利用者向け看板等で利用促進を図ります。
② せん定枝・刈草の 資源化の推進	・ 果樹、庭木、街路樹のせん定枝、刈草をたい肥化して市民に配布し、再生利用を推進します。 重点項目：2010年度をめぐりに、せん定枝を2,000t、刈草を800tたい肥化します。
③ 焼却灰の溶融化	・ 現在、一部を民間委託により溶融化している焼却灰について、委託の割合や今後の処理方法について検討します。 重点項目：焼却灰の50%以上を溶融化します。
④ 生ごみやせん定枝 等の有効利用の研究	・ 生ごみのたい肥化事業の可能性について検討します。 ・ 食用油の回収と再生利用の可能性について、調査研究します。 ・ バイオガス発電等、生ごみやせん定枝等有機性資源の活用方法を調査研究します。 重点項目：生ごみのたい肥化事業は、先進地を調査し、効率性等の研究をします。

第5章 適正処理計画

基本方針 3 安全で安心できるごみ処理システムを構築します。

(適正処理)

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の各過程において、環境負荷の低減と処理コストの削減を図りながら、適正処理を行います。

1 収集運搬

施 策	内 容
① 収集方式	・ 現行のステーション方式による収集を継続する一方、街部等でごみステーションへの不適正排出の増加が懸念されるため、排出者責任を明確にできる戸別収集方式を検討します。
	重点項目：本市の地域性を調査し、先進地の事例も研究します。
② 資源収集の充実	・ 市民ニーズに合わせ、リサイクルステーションの増設、収集品目の追加を検討します。 ・ ごみステーションでの新たな収集品目として雑がみ、新聞紙、雑誌類、せん定枝、廃食用油を検討します。
	重点項目：雑がみのごみステーションでの分別収集を実施します。
③ 有害ごみ/破碎困難ごみ/危険ごみの混入防止	・ 乾電池や蛍光灯等の有害ごみ、硬い鉄製品等の破碎困難ごみ、刃物やガスボンベ等の危険ごみが不燃ごみへ混入しないよう、周知を徹底します。 ・ 石綿（アスベスト）等危険な物質を含む製品は、国から出される基本方針に基づき、収集方法等を検討します。
	重点項目：危険ごみの混入の危険性等について定期的に啓発します。
④ 適正な収集運搬体制の構築	・ 事業系ごみを収集運搬する一般廃棄物収集運搬許可業者に対して、適正に業務を行うよう指導し、収集体制の適正化を図ります。
	重点項目：要綱等により収集運搬業、処分業許可の審査基準を設け、収集業務の質の向上に努めます。
⑤ 効率的な収集運搬体制の構築	・ 収集業務の拡大に伴う収集車両の更新、収集作業の追加については、民間活用により収集体制の効率化を図ります。
	重点項目：雑がみ等の収集については、民間委託により収集体制を整えます。

2 中間処理

施 策	内 容
① 焼却処理施設の整備	・ 環境クリーンセンターは、2017年をめどに、広域的な視野で改築計画を検討します。 重点項目：関連市と協議し広域化計画の改定に着手します。
② 不燃ごみ処理施設の整備	・ リサイクルプラザは、2018年をめどに、広域的な視野で計画を検討します。 ・ 施設の適正管理と効率化に努めます。 重点項目：ガラスカレット運搬の効率化のため、ストックヤードを整備します。
③ 資源化施設の整備等	・ せん定枝リサイクルプラントを拡張し、処理能力を拡大するとともに、新たに刈草のたい肥化施設を整備します。 ・ 雑がみを含めた古紙のごみステーション回収に対応するための選別施設を民間で確保します。 ・ 紙類と紙類以外の資源ごみも持ち込みでき、あわせてごみの分別や資源化について学習できる施設の整備を検討します。 重点項目：せん定枝リサイクルプラントの拡張整備については2010年度をめどに行います。

3 最終処分

施 策	内 容
① 焼却灰の最終処分場の確保	・ 焼却灰の溶融化により、埋立処分量の削減に努めます。 ・ 衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場が2009年度に埋立て終了となり、武豊町の衣浦港3号地に建設が予定されている新最終処分場を使用します。 重点項目：新最終処分場が完成するまでの間の焼却灰の最終処分先を確保します。
② 不燃物の最終処分場の確保	・ 衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場が2009年度に埋立て終了となるため、その後は榎前一般廃棄物最終処分場において、再生事業により新たな容量を確保し年間約1,000 tの不燃残さを埋立てします。 ・ 最終処分場を長期的に確保するため、新しい処分先の検討及び新しい最終処分場建設地の検討を進めます。 重点項目：2009年の再生事業終了時には、約2万m³の埋立容量を確保します。

4 その他の処理計画

施 策	内 容
① ごみステーションの適正管理	・ ごみステーションの管理は、分別方法の周知・徹底を行うとともに、地域の協力を得てルールに違反しているごみを減らす等適正な管理に努めます。
	重点項目：分別方法の周知徹底とごみステーションの適正管理のため、各地域に推進員を配置します。
② 不法投棄の防止	・ ホームページ、広報等により、不法投棄防止に関する啓発を行います。 ・ 警察等との連携により不法投棄の早期発見と処理に努めます。 ・ 監視カメラの設置により、不法投棄の抑止と再発防止に努めます。
	重点項目：地域パトロールの実施と違反者への指導体制を整備します。
③ 災害廃棄物の処理	・ 災害の発生後の、ごみの仮置き、一時保管場所の確保を図ります。 ・ 仮置き場は、最終処分場を優先的に活用しますが、不足する場合は周辺農地や遊休地の借り上げ確保を図ります。 ・ 災害時には、一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町、県及び国との連携による処理体制の確保を図ります。 ・ 他の地域において災害が発生したときには、速やかな支援が行えるような体制を整えます。
	重点項目：災害発生時の行動マニュアルを整備します。

第6章 計画の着実な推進

1 計画の検証

(1) PDCAサイクルによる検証と公表

本計画の進捗状況については、PDCAサイクル（計画・実行・評価・見直し）に基づき検証等を行い、その結果をホームページ等を活用して、積極的に公表します。

(2) 計画のフォローアップ

進捗状況の検証を行ったうえで、対応策等については、毎年度策定する「安城市一般廃棄物処理実施計画」の施策に反映することによってフォローアップを図ります。

(3) 基礎調査の実施

ごみの組成分析等の基礎調査についても定期的に継続して実施します。

● 用語の説明 ●

【カ行】

○家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称。テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機の家電を対象に、消費者はリサイクル費用と収集・輸送費用の負担、販売店は消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーは再商品化をそれぞれ義務づけています。

○グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の略称。国の機関や都道府県・市区町村などの地方公共団体、事業者、国民、製造メーカーのそれぞれが、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することを推進・義務づけています。

○建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の略称。建設工事もしくは解体工事の受注者に、特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず）の分別解体と再資源化等を義務づけています。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出、解体工事業者の登録などが求められています。

○戸別収集

各家庭が自宅前にごみを出して、清掃作業員がそれらを戸別に回収する方式。

【サ行】

○残さ

可燃ごみを焼却処理した後や不燃ごみや粗大ごみを破碎、選別した後に再生できずに残ったものの。

○資源化

ごみを再利用、再生利用、熱回収することにより、資源として活用すること。

○自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律の略称。使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破碎ごみ）、エアバック、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを製造業者等に義務づけています。

○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図ることを目的としています。

○食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称。食品関連産業から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用等の促進を義務づけています。

○ストックヤード

資源ごみ等を一時的に保管しておく場所のこと。

【ハ行】

○バイオガス

生物反応（微生物発酵や酵素などの利用）によって生成する燃料用ガスの総称。

○廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の略称。廃棄物に関する基本的な法律であり、廃棄物の区分や処理責任の所在、処理方法の基準などを規定しています。

○PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）の頭文字をとった言葉。この順に業務に取り組み、継続的に改善を行うことをいいます。

【マ行】

○無価

金銭上の価値がないこと。

○もったいない

物の価値を十分に生かしきれておらず無駄になっている状態やそのような状態にしてしまう行為を戒める意味で使用される言葉。ケニア人女性ワンガリ・マータイさん（環境分野で初のノーベル平和賞を受賞）が感銘を受け世界中へ広めようとしています。

【ヤ行】

○有価

金銭上の価値があること。

○容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、平成 7 年度に成立した法律。住民には分別の協力を、市町村には国が定める分別基準に適合する形での収集を、事業者には容器包装廃棄物を再資源化する役割を求めています。

○溶融化

焼却灰から溶融スラグを製造する処理のこと。

○溶融スラグ

焼却灰を溶融炉で 1,500 度程に加熱、溶融し、これを冷却・固化した物質。建設資材として使用されます。

○4 R

「拒否」、「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」という、環境への負荷を低減するための優先順位のこと。リフューズ(Refuse)、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の頭文字をとってこう呼ばれています。

【ラ行】

○リサイクル(Recycle)

ごみとして処分するものを分別し、再び資源として利用すること。

○リターナブル容器

一回だけ使用して再使用されない「ワンウェイ容器」に対し、再使用する容器のこと。ビールビンや一升ビンがこれにあたります。

○リデュース(Reduce)

必要なものを必要な分だけ作ること、または購入すること。

○リフューズ(Refuse)

ごみとなるものを家庭に持ち込まないこと、不要なものの受け取りを断ること。

○リユース(Reuse)

何回もくりかえし使用し、ものの寿命を最大限生かすこと。

